

建設水道常任委員会

平成22年3月16日(火曜日)午前10時開会

出席委員(7名)

委員 長	磯 飛 清 君	副 委 員 長	室 井 俊 吾 君
委 員	植 木 弘 行 君	委 員	関 谷 暢 之 君
委 員	平 山 啓 子 君	委 員	君 島 一 郎 君
委 員	若 松 東 征 君		

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

建設部長	田 代 哲 夫 君	都市計画課長	山 口 和 雄 君
都市計画課長補佐	沼 野 井 隆 君	都市計画課都市計画係長	山 田 隆 君
都市計画課開発指導係長	矢 部 敏 詔 君	都市整備課長	小 池 則 男 君
都市整備課長補佐	人 見 勝 男 君	都市整備課都市整備係長	鹿 野 伸 二 君
都市整備課住宅係長	大 金 廣 志 君	道路課長	薄 井 正 行 君
道路課長補佐	君 島 勝 君	道路課管理係長	菊 地 広 幸 君
道路課建設係長	室 井 正 幸 君	道路課用地係長	臼 井 一 之 君
道路課河川係長	吉 澤 克 博 君	建築指導課兼課長	福 田 康 文 君
建築指導課副参事	塩 原 広 行 君	建築指導課指導係長	釣 巻 正 己 君
建築指導課審査係長	松 本 正 彦 君	区画整理課長	人 見 春 夫 君
区画整理課長補佐	芳 賀 良 輔 君	区画整理課管理係長	平 石 敬 雄 君
建設課長(西那須野支所)	若 目 田 好 一 君	建設課長補佐(西那須野支所)	田 代 晴 久 君
建設課まちづくり推進係長(西那須野支所)	久 留 生 利 美 君	建設課道路係長(西那須野支所)	邊 見 修 君
産業観光建設課建設係長(塩原支所)	藤 田 誠 君		

出席議会議務局職員

書 記 佐 藤 吉 将 君

議事日程

1. 開 会

2. 委員長あいさつ

3. 審査事項

〔建設部〕

・建設部長あいさつ

〔都市計画課〕

・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算

〔都市整備課・西那須野支所建設課〕

・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算

〔道路課〕

・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算

・議案第36号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正について

・議案第37号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正について

・議案第49号 市道路線の認定及び廃止について

〔建築指導課〕

・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算

・議案第30号 那須塩原市手数料条例の一部改正について

〔区画整理課〕

・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算

・議案第20号 平成22年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算

4. その他

5. 散 会

開会 午前10時00分

開会及び開議の宣告

磯飛委員長 おはようございます。

本日招集となりました建設水道常任委員会にご出席を賜り、ありがとうございます。

本定例会において、当常任委員会に付託されました案件は、予算案件が5件、条例案件4件、その他の案件1件の計10件であります。委員各位におかれましては、慎重なるご審議のもとに、従前同様の円滑な進行へのご協力をお願い申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

それでは、座ったままで失礼をさせていただきます。

建設部の審査

磯飛委員長 これより審査事項に入ります。

まずは建設部長のごあいさつをお願いいたします。

田代建設部長（挨拶。）

議案第13号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、ただいまから都市計画課の審査を行います。都市計画課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

山口都市計画課長。

山口都市計画課長（議案第13号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

関谷委員。

関谷委員 それでは92ページの4項1目の、先ほどの景観審議会に関してでありますけれども、これは申請があった折の開会ということであるのか、定期的な開会を予定しているのか、その辺のところをお伺いします。

それから、その下の屋外広告物禁止区域の周知用の看板設置、これ委託料での計上でありますけれども、その内容について伺います。

以上です。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 景観審議会の開催でございますが、内容的には今回、年2回ほどを見込んでございます。

まず、最初でございますので委員会をまず招集して、委員を任命した中에서도第1回を開催するということと、景観計画等につきましてご説明を若干させてもらいたいと考えてございますが、定期的に関くという考え方ではなくて、案件があれば内容的には関くという考えをしてございまして、景観法、あるいはその景観条例等の案件ができた場合に開催をするというふうにご考えてございます。

あと、屋外広告禁止区域の周知看板でございますが、これらにつきましては大田原・高林線が現在禁止区域でございますけれども、経過措置がありまして、現在看板が立っております。22年度以降……

〔「禁止区域は20年度でしょう」と言う人あり〕

山口都市計画課長 23年までが経過措置で看板が

かけられているという状況ですけれども、その後は当然、禁止区域でもって既になっているところでございますので、改めて禁止区域になりますよということを周知してということで、50cm四方の看板を3カ所程度設置したいということで考えております。これらにつきましては、場所的にはインター周辺の前後に設置をしたいと考えてございます。中身的には、ここは屋外広告物禁止区域です、地域ですということで、下に那須塩原市という文言が入るというような形になってございます。磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 審議会のほうは、案件があった折ということで、まずは委員会設置での1回、そのほか1回ということでの見込みということで、これは予想もつきづらいことでしょうか、了解とします。

それから看板は、これは委託料で計上する考え方というか、どういう発注の形態になっているのか、そこだけもう一度確認させてください。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 内容的には委託料ということでございますが、実質的には屋外広告の看板ということでございますので、主たる部分が看板の設置と、それから広告物の看板、意匠といいますが、そういう部分を含んでおりますので、内容的には看板をつくると、制作というものがほとんど主であるというとり方をしております、業務委託という形でもって実施したいと考えております。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 看板を設置する土地なり、例えば木なり電柱なり、設置する所有者との関係についてはどうなるのでしょうか。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 内容的には、場所にもよりますが、具体的にまだこの場所ということ

決めてございませんが、基本的にはできる限り支障のない、ならないような場所ということになるかと思いますが、当然民地ということも想定されると思います。そういう部分については、借りるということもできるのかなと思いますが、基本的にはまだその辺の実際の実施、埋設する場所というものちょっと考えておりませんので、今後ということに考えております。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 4項1目の、202事業の中の委託料の立ち木伐採について、多分きのうの質疑の中のあるかなと思うのですけれども、これがどのぐらいの数と場所なのか。

あと、工事請負費の雨水は場所がどの辺なのか、ちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。2点ばかり。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 まず、立木伐採のほうでございますが、これは高柳と石林の2カ所になってございます。道路外に出ています住宅、宅地側に伸びている支障がある枝木の部分を伐採するという形でございます。

あと、雨水浸透層のしゅんせつにつきましては、埼玉地内ということで1カ所考えております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、立木伐採の件ですけれども、民間に流れているとか、これは個人でやるのではなくて市のほうでやる、市の土地がそこにあるからという形ではなくてどういう理由なのか、ちょっと。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 開発行為で帰属した部分の緑地、あるいは浸透池ということですので、内容的

には那須塩原市の持ち物になってございます。当然、そこにも木が生えてくる自然の状況がございますので、枝が伸びてくるというようなことが一つありまして、日常的な草刈りと、あるいはごみ拾いも含め、なるべく地元の分はお願いするという状況ではございますが、当然そういうその枝が出てきまして、どちらかといいますとその近辺に住宅が張りついているような箇所ですね、市の土地から出てきて結構大きくなってきておりまして、苦情等がございます。その場合に、一番ひどいような箇所につきましては、市のほうでもってその部分を伐採するというような状況になっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 その枝を伐採するに当たっての委託ということは、これは民間なのか、それとも市で行っているシルバー人材に委託するのか。

磯飛委員長 矢部開発指導係長。

矢部開発指導係長 今までの例ですと、シルバーに委託したところもありますし、それから森林組合に、あとは一般の工業者に委託したことがあります。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 了解しました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

植木委員 ちょっと関連ですが、いいですか、すみません。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 今の若松委員の質問、立ち木の伐採の関連ですが、高柳、石林地内で市の所有の土地から木の枝が伸びて、周辺の住宅に影響を及ぼしていると、そういうことですよ、答弁の内容だと。そうすると、具体的に市の所有になっているのは公園か、どこの辺ですか。それがちょっと私、頭の中で、石林、高柳で浮かばないのですよ。

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 実はですね、石林、それから高柳があるのですが、高柳のほうは一部やっております、これは具体的にいいますと総合グラウンドですね、長寿センターのわきのグラウンド、あの下に日新開発が開きました大きな、結構な分譲地がありまして、あそこはちょっとほかの地区と違ひまして、浸透層の部分が結構広いんですね。そこに緑地帯的な樹木があったりしまして、去年は一部日をかえてやりましたが、その部分のところ結構あるということと、あと石林、これは蕪中川の乃木農場をずっと石林のほうに降りてきまして、蕪中川の左は橋になって、乃木さんの後ろ側にこうまっすぐ下がっていく、大高に行く道があると思うのですが、あそこ蕪中川をわたった左側が日興団地ですか、あそこにはえらい緑地があります。その周辺がほとんど緑地で、市の帰属になっていると、ちょっと何年かの間に倒木などの被害が出た状況がありますが、あそこ立ち木等が結構いろいろ地元ではクレームが出ていまして、やむを得ない部分だけというような形の中で一応対応したいというような部分のところが含まれているということでございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 ありがとうございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 先ほどの看板の件ですけれども、あれは今まであったところじゃなくて、新たに設置する部分……

〔「今回の看板」と言う人あり〕

磯飛委員長 山口都市計画課長。

山口都市計画課長 今回の周知看板につきましては、新たに設置をするということでございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、都市計画課の審査を終了いたします。ご苦労さまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午前10時21分

再開 午前10時22分

都市整備課の審査

磯飛委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

ただいまから、都市整備課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第13号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

小池都市計画課長。

小池都市計画課長（議案第13号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 まず1つ目につきましては、公園費のなかで、きのうの質疑の中で委託料の立木伐採、これにつきまして東那須野公園の東側、立木の伐採がこの委託料で入っていますというような説明があったと思うのですが、今、課長のほうからの説明ですと、補償費のほうであるものも東那須野公園のものだというような、立木に対する補償だということになりますが、補償費そのものというのは、もう伐採の費用が含まれていると私は理解していたのですけれども、補償費は補償費で出したほかに、伐採は市のほうでやるという考えなのかどうかという部分がまず1つお聞きしたいのと、それからこれは先ほど西那須野地区まちづくりで説明があった中で、このTMO関係ですか、これでソフト事業をやるという場所については、この矢印がいているところと理解してよろしいのかどうか。というところかなり狭い、西那須野では狭いところ、通学路か何かになって、4号線の歩道橋があるところの下のところだと思うのですけれども、ここにこういう事業を持ってくるのかど

うかということの2点をちょっとお聞きしたいのですが。

〔「1点目は私のほうから」と言う人あり〕

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 東那須野公園の立木関係につきましては、通常の道路補償、道路での補償ということではなくて、通常の道路補償、道路の立木補償ですと、伐採込みで補償費を払って地権者のほうで切ってもらというのが通常ですけれども、今回の場合は、うちのほうで一応お願いしてその木を切るという形になりますので、そうすると通常の道路補償の立ち木でいきますと補償費、伐採込みでいきますと大体補償費はゼロになってしまうのですね。ゼロか、地権者のほうがプラスで切らなくてはならないということになってしまうので、そうすると切ってください、あとは自分でやってくださいということではいけないので、木自体の値段を出しまして、それをうちのほうで買い上げるという形で補償するということで、地権者のほうへは木の値段が残る、伐採についてはうちのほうでやるということで、委託料の立木伐採という項目がありますけれども、その中に250万ほど森林組合等に委託するお金を入れているということで、そんな金がかかっていかないと協力はいただけないのかなということです。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 まちづくり交付金事業につきましては、西那須野地区中心市街地活性化基本計画というのがございまして、その中でそのエリアを定めております。それに基づきまして、この事業をやるには都市再生整備計画を立てまして、イコールになるわけですけれども、この赤の区間、太枠の272haほどございますが、このエリアの中でこういったソフトの事業を展開していくというこ

とになります。

以上でございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 まちづくりはわかったのですが、そういう場合の支出の方法が補償費で妥当ですか。市のほうで立木を買い上げるということになる、何か、例えば備品ではないでしょうか、何か物を買うという形の予算づけじゃないとおかしくならないですかね。ただ、これで見ると、さっき今、部長が言っている意味合いもわかるのですけれども、通常ですと補償費の中に伐採の費用も含まれているよというのが通常であるので、伐採分を上乗せして払っているような感じにとれてしまうのですよね。だから、その言っている意味合いからして、立木を買うのであれば補償費じゃなくて違う節の部分、立木を買うところですね。公有財産みたいなものを買う形の中で入って行って、立木を買いました、買ったので伐採は市でやりますよと、公有財産購入みたいなところが計上されていてするということであればわかるのですけれども、補償費の中に入れて委託で伐採もかけますよということだと、何か二重に払っているような感じにとれるのですが。

磯飛委員長 田代建設部長。

田代建設部長 ですから、その補償費の中には伐採の補償は入らないと、丸々木の値段ということで、その立ち木については補償してうちのほうで処分するか、本人がほしいと言ったらあげる形になるかと思うのですけれども、そんな形で、備品購入というふうなあれではないので、一応立ち木について補償して処分しますよという形でいくと、ここの補償、補てんというか、そこにしか项目的には入らないのかなというふうに考えているのですけれども。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 さっきも言ったように、公有財産購入とか何とかという形とか、消耗品みたいなものを買うとかという、何か物を買うという対象であればいいですけども、補償、補てんということはあくまでも相手に与えた損失を補償するものであって、物を買う、部長の説明はとも買うのだからこの金額だ、いろいろ買うっていうと節が違うような気がするのですよね。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 担当課としての考え方はその機能を補償するということで、木そのものを、いわゆる全く関係ない方々の木を所有しているものを切ることを協力いただくと、その切ることに伴うの滅失させることへの補償ということですから、考え方としてはそういう考え方でご理解いただきたいのと、あくまでもその伐採までということになりますと、なかなかご本人たちも協力していただけないという部分もありまして、ちょっとお願いする立場からするとそういうような形でやらせていただきたいということをご理解いただければありがたいと思うのですが、なかなか無理に切らせてもらう部分があるものですから、よろしくお願ひしたいと思います。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 すみません。先ほど、まちづくり事業、94ページのご説明をいただいたのですが、こちらの資料についてのご提示いただきまして、大変見やすいと思っておりますが、以前にもご説明はあったかとは思いますが、この基幹事業、道路がございまして、そすい通り線とそれから扇町786号線、これの道路の取りつけとか計画の概要というのはどのようになっているか、それを聞きたいです。幅がどの程度になって、いわゆる歩道がどの程度になってですね。

それと、95ページに物件移転補償ということで

1億四千六百何がしかの数字が計上されていますが、これ何件ぐらいを物件補償として予定しているのか、あるいはスムーズに問題がなくいきそうなのか、その辺も含めてちょっとお伺ひしたいのですが。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 それでは、工事の概要ですけれども、桜通りにつきましては12.5mの幅員でございまして、歩道は両側に2.5から3mの両側に歩道がございまして、あとは車道が2m75の2車線です。5.5m、それに路肩という形になりますが、その延長としましては約300mになります。

あともう1カ所、扇町786号線ですが、これにつきましては現在の計画では道路幅8mということで計画しておりまして、それから片方3mの歩道がございまして、あとは車道ということで、全幅で8m、延長で115mを予定しております。

ただ、大体用地幅が9mぐらいの用地なものですから残りが出てまいりますので、それにつきましては今後の詳細設計の中で検討したいと考えておりますが、現在は一応8mということになります。

あと、補償のほうでございまして、これにつきましては建物の補償ということで4件考えておりまして、まだ正式にどこをやるということでは決定はしていないのですが、予定の中ではアクアスの北側というか、高校の上の変則の交差点のほうから、上のほうから進めたいと思っております。

あとは、用地のほうはどうかという話でございまして、正直申し上げますと1件、あそこにマンションがございまして、独身のマンションがありまして、あのマンションは区分所有ということで約33名になっています。そういった中で、建物自体はかからないのですが、敷地約2mかかちまして、階段ぎりぎりですけれども、それで区分

所有ということで、土地もそれぞれの方が共有で持っているということになりますと、全員の同意が必要ということで、現在その協力をいただく事務を進めているところでございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 そうすると、現在のそすい通りの道路は6mぐらいになっているのですかね、すると何mぐらい現在の道路から拡幅される計画になっているのか。

それと、この扇町通りもやはり同じですが、現在何mで、この拡幅後8mになるということなのか、するとどの程度の拡幅幅が出てくるのか。どっちも住宅地で、両方道路サイドにびっしり家が建っていると思うのですが、その辺何というか、いわゆる今言ったマンションの部分の問題だけで済むのかどうなのか、その辺の見通しも含めてちょっとお願いします。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 そすい通りにつきましては、11mで都市計画決定をしております、都市計画決定のラインが、ただいま申しましたマンション側のほうに入る計画になっておりまして、現在の道路から約2m中に入る計画になっております。したがって、今回の事業は片側だけ広げて約12.5mで整備をするわけですが、もともとは今の道路は大体10.5、そすいはあそこに流れていきますので、それも含めて10.5ですから約2mの拡幅ということになると思います。

それと786号線ですが、これにつきましては、現在建物は建っていない空け地になっております。したがって……

〔「コタキさんの横の空き地になっているところですよ」と言う人あり〕

若目田建設課長 細長く、小滝肥料店のある裏側ですね、道路としましては新設というような形に

なります。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 ちょっとこちらのほうは道路を勘違いしておりました。いわゆる小学校の入り口のほうの部分の道路かなと思ったのですが、小滝肥料店のこっち、ちょっと南側のところの、あそこは何も家がなくなっているところみたいです。

それと、こちらのほうは大体大枠で、あとは細かいことは後で聞きますのでわかりました。

それともう1つ、この関連事業で、駅前から、通称塩原街道と私たち言っていたのですが、県道西那須野停車場線ですか、現在のちょうど関谷議員の自宅のあたりまでちょっと伸びてきそうな計画になっているそうですが、こちらのほうの概要についてもちょっとご説明いただいてよろしいですか。わかる状況の中でいいです。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 これは県事業ですので、わかる範囲内でお答えしたいと思うのですが、先ほど地元に対しまして説明会を行いました。その中での話ですと、用地買収につきましては約80%完了したということで、平成22年度につきましては引き続き用地の買収と補償ですね、これをやると、23年から25年にかけて3カ年で工事のほうを進めたいと。工事をやる場所については、まだどこからやるかというのが決定はしていないということで、それにつきましてはちょっとわからないということでございます。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 ありがとうございます。

磯飛委員長 ほかにございますか。

平山委員。

平山委員 今のところですけども、94ページの街路整備事業の401事業の駅前広場管理運営事業、修繕費、少ない金額ですけども、那須塩原駅前

広場の施設修繕80万円というのが計上されています。これはいつごろ何をするのですか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 これについては、公衆トイレ関係の照明とか、あるいは歩道部での段差がある部分の改修、あとは東口関係の区画線、こういったものを想定しています、予定として80万円ということで計上しております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 では、次のまちづくり交付金事業の今のところですが、一本杉ふれあいスペース整備、これには予算が計上されていますけれども、一応あそこのスペースを今のお話ですと7台の駐車場で、あとベンチなんか置いて、そこで割り振りというのでしょうか、あとその自動の精算機ですか、そういうのも含めてのこの予算計上で、もしこれがつかない場合は減額になる可能性がありますというご答弁ですよね。これは一応、あそこに7台の駐車場にもしなかった場合に、精算機つけても、精算機も結構高いじゃないですか、リースも、果たしてそれで効率がどうかと思うのですけれども、これは一応地元の近隣の方との話し合いなんかはあったのでしょうか。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 詳細の協議につきましては今月の24日に予定をしておりますが、以前に説明会、先ほどの県の事業の説明会のときにこういうことですよということで、事業の概要については説明をさせていただきました。

市の考えとしましても、7台のために料金精算機をつけるということは、機械だけで合わせまして400万円ぐらいになりますので、ちょっと重たいかなというのがありますので、あとはその管理の中で、なぜつくるかというのはここに長くともて駅のほうに行かれてしまうとか、そういうのを

防止するためにつけたほうがいいかなという考えもあったのですが、地元で管理をして、基本的にはその地元の商店街の方がお客さんのために使ってもらうのが一番いいかなと考えていますので、そういう地元のほうで管理してくれるということであれば、できればつけなくて済むような形で考えたいなと思っておりますが、今後の協議の中でどうするかというのは決まってくると思うのですが、できるだけそういう方向で、つけない方向で考えたいと思っております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 じゃ地元で管理するといっても、商店街の人がいちいち見ているわけにもいかないし、あそこの西那須野の後ろの東口でしたっけ、あちらもやはりシルバーの人が管理して、一応送迎のための20分の駐車場となっているのが、どうしてもいろいろな事情がありまして、そこら辺もやはりきちんと駐車場のお金を払ってやっている人の、やはりそこは不平等というのがあって、あそこはちょっと問題なところですが、精算機つけるのだったらあっちへつけたほうがいいのではないかなと思って、あちらのほうの台数は多いですし、これはまちづくりとは別ですが、地元の話合いで駐車場になるかどうかはまだはっきりとは、今のところはわかっていない段階。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 ちょっと今、東口の話が出ましたので、確かに東口も非常に困っておりまして、この間、市の本庁の道路課、西那須野支所で、あそこパトロール1週間ほどやりまして、そういった駐車をしないでくださいというお願いをしました。その後、傾向としましてはかなり少なくなっているような気がしております。あそこは14台あるのですが、あそこにそういった精算機をつけるとなると1,000万円以上のお金がかかるというこ

とで、かなり高額になりますので、そういった意識を、パトロールというか、お願いという形で持っていったほうが、1,000万円も投資するよりはいいのかなとちょっと考えておりますので、こちらにつきましても、機械だけで200万円ということになりますとかなりの投資になりますので、きょう説明しましたように、地元の協力も得ながら管理ができればいいのではないかなと考えております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 では、地元の人とのこれからの話し合いで、いい方向に向かっていけばいいと思います。

その下の4項6目の公園費、修繕費の201の中で修繕料です、公園施設遊具等修繕の456万円というのが出ているのですけれども、一応これはちょっと内容をお知らせいただきたいと思います。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 まずこれは、都市公園のいわゆる例えば烏ヶ森なんかの外灯とか東屋、こういったものを修繕したいと今、現在予定しております。

あと、東那須野公園の園路なんかも修繕していきたいと、それと一部は県道、舗装されている部分がありまして、これが相当割れて問題ありますので、その辺の修理、こういったものを考えていまして、そのほかの遊具につきましては、児童公園というのは今、三百十七、二十カ所ぐらいになりますか、市内にはございまして、開発に伴う市に帰属された公園がございまして、住宅地、住宅団地ですね。そういったところの帰属公園なんかに相当遊具が配置されていまして、こういったものはやはり地域の方も危険な場合にはどんどん役所に言ってきます。こういったものの経費もここに含んでいます。

以上でございます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 わかりました。

その下の、やはり公園費の委託料で、かなりの金額がこちらに計上されているのですけれども、それらの帰属公園で何百カ所もあるということですから、その公園管理で、やはり公園の機能をしていないような公園も一応管理しなくてはならないというものもあるのでしょうかけれども、例えば今の、ちょっと前後してしまうのですけれども、まちづくりの事業の中で、一本杉のスペースのところにある、右側に小さな公園がありますよね、あれはもうほとんど公園の機能をしていないということで、近隣の方も夏になるとホームレスの方がダンボール持ってきて、トイレもあるし水道も出るからちょうどいい場所だろうということで、あとは中学生、高校生がやはりちょっといろいろな目に余るような行為で、そういうのを現場の人が見ていて、ほとんど公園の機能はしていないから、できたら道の整備のときにあそこは払って、それこそ今のスペースのあれじゃないですけれども駐車場なんかにはできないかなというような声も出ているのですけれども、そういうのもあわせて、そういう計画案はないのでしょうかけれども、あそこは県道ですから県との絡みになるのでしょうかけれども、一応そんなご要望が出ているので、ちょっとお知らせしておきたいと思いました。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 94ページの駅前管理運営事業、401事業の中の黒磯駅西口広場プランターということで、これ委託料ということで、どこに委託するのかというのと、あともう一つ、その下の那須塩原市駅前広場運営協議会ということ、これどんな協議をするのに負担金を出すのかという2点。

あともう1点、4項6目の公園のほうの201事業ですけれども、その中の使用料ということで、

これは2,274万9,000円かな、この辺をちょっと明確に、これは今までずっと継続してやってきたものかどうなのか、その点をお聞かせ願いたいと思います。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 まず、駅前広場の関係でございますが、この委託料のプランターの植えかえ、あと黒磯のこの関係についてはシルバー人材センターに委託をしております。

負担金補助及び交付金の関係でございますが、現時点では3月31日まで、21年度末までは那須塩原駅前広場運営協議会というのがございまして、那須塩原のこれはJRさんとか、あるいは行政も大田原、那須が入っております、またそこに乗り入れているいわゆるJRバス、あるいは企業ですね、こういったものの数で21団体ほど現在加盟していただいて、やる内容はその協議会でいわゆる駅前の利用の中で、相当狭い中に入ってきていますので、そういったところの申し合わせや、あと主なものは清掃をさせていただくということで、皆さんから負担いただいて駅前広場の清掃管理をするというのが主な費用になっています。

次の公園のほうでございますが、委託料、これは1億2,105万2,000円ということでございますが、これはまずは指定管理者ということで、都市公園についてのいわゆる指定振興公社、那須塩原市指定振興公社への委託とか、あるいは一部シルバー人材センターへの委託ということで、管理運營業務の委託料が主でございます。

〔「借地料」と言う人あり〕

小池都市整備課長 ごめんなさい、借地料でしたね、借地料につきましては、これは整備したときからだと思いますけれども、那珂川河畔公園とか、その隣接にある水生植物園、黒磯公園、東那須野公園、これはもう当然の関係ですけれども、そう

いったもののいわゆる使用料ということで、これは整備したときからお借りしたまま継続してきております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 プランターの件はわかりまして、負担金のほうもいいです。

そうすると、今、出ました借地料ということで、これは以前から幾らぐらいで契約しているか、ちょっとわかりましたらお願いしたいと思います。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 最初の値段とちょっと変わっていると思うのですが、現在の状況ですと、那珂川河畔公園関係については3万3,246㎡ほどお借りしております、これが年間797万9,040円ということでございます。

水生植物園の借地料については1万1,466㎡ほどございまして、これが275万1,840円ほどの年額になっております。

黒磯公園については、2万8,514㎡でございまして、1,197万5,880円ほどかかっております。

これが中心でございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 あと東那須野公園と烏ヶ森公園は、これは市のやつですか。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 これは案内標識とか、こういったものでございまして。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 そうすると、これはかなりの金額だと思うのですけれども、これだけ払っているということは、かなりの年数かかっていると思うのです、今まで契約してから、するとすごい金額ですよ、そういうものを市で買い取るとか、そういう発想の転換というのはないのですかね。

磯飛委員長 小池都市整備課長。

小池都市整備課長 今年度についても、そういったことから、例えば稲村関係の公園の一部を買収するとかやっているのですけれども、何しろ面積が大きいことと、予算的な問題もございますので、土地所有者との話はまだ買収については全くしていませんけれども、買収していくのが望ましい姿だと思うのですが、基本的には課としてはそう思っていますけれども、なかなかその予算措置をいただくのは難しいだろうということで、将来に向けてはこれだけの金を払っていくわけですから、買収していくべきかなという、私、課としてはそう思っています。なかなか難しいところです。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 ぜひよろしく。了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 それでは94ページ、95ページのまちづくり交付金事業のところ、先ほど植木委員の質疑の中で概要わかりましたけれども、もう少し伺いたいと思います。

まず、委託料の中のそすい通り線の物件調査の再積算ということで、この再積算になったものはどういう理由による、あるいは個別のものであるのか、その辺の内容を伺うのが1点。

それから、95ページのほうへいって、一本杉のふれあいスペースですけれども、これ駐車場を整備して、どういう位置づけになるのかということですね。市営駐車場にはならないでしょうけれども、どういう位置づけになるのか、それを確認させてください。

それから、次の土地購入費のところ、扇町786号線、これが1,000㎡ちょっとになるのでしょうか、これが内訳で6,388万円、これの内訳をそすい通り線と扇町線の内訳をお示しください。

それから、そすい通り線のほうの用地買収、土

地購入ができる場所とです。

以上、お願いいたします。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 それでは、まず再積算でございますが、これにつきましては平成21年度、今年度業務委託をかけた物件調査を行っています。その調査を行ったものに対して、単価の入れかえということで、新年度、22年度の単価で入れかえる、再積算をする業務がございまして、これに200万円ほど予算を予定しております。

そのほかに、今年度の中では営業調査は行っておりません。今回の補償の中には、商売やっている方いらっしゃいますので、それらの営業調査を行うと、これは専門の業者でなく、もう少しありますので、そちらに500万円の予算を見込んでおります。

次に、一本杉ふれあいスペースの位置づけでございますが、ここにつきましては現在、道路区域になっております。料金を取るということになりますと、市営駐車場ということではなくて、生活課が管理している市営駐車場ではなくて、別な条例をつくって料金を徴収しなければならないと考えております、道路区域になりますので。

それと、あとは用地のほうの土地の内訳ですね、これにつきましてはそすい通り線のほうですが、この中では約200㎡の面積を見込んでおります。場所につきましては、先ほどの物件調査とイコール、補償のほうとイコールということになりますので、北側、5差路側のほうを予定しております。扇町のほうにつきましては8mですけれども、残りが1mぐらいしか残らないので、残地も合わせて多分買ってほしいというようなことになると思いますので、それを見込んで1,120㎡の用地買収を予定しております。合わせまして6,388万円ということになりまして、用地買収の単価につきま

しては、鑑定評価等を入れますので、それに沿って買い取るというように思っております。

〔「予算額での内訳は金額で」と言う人あり〕

若目田建設課長 一応、そすい通り線のほうでは、内訳だと1,500万円ほどを予定しております、扇町786号線のほうは4,888万円を予定しておりますが、場所が細長い土地でありますので、極力安く買うように交渉したいと思っております。

磯飛委員長 ほかにありませんか。

若松委員。

若松委員 空き店舗改修事業というのは、これは提案事業ということで、これは空き店舗が、どう聞いたらいいのかな、かなり空き店舗が出ていると思うのですけれども、その数とかそういうので、それともこうだれかが定めてそこを改修という形のものにもっていくのか、それともこれはまちづくり推進事業の中の活動支援と一括になってくるのか、その辺もしわかりましたら。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 空き店舗の改修につきましては、現在、数等を調査しております、約、これは考え方にもよりますが、前の段階で現在53ぐらい、前の前期では76から53に大変減っているということで、これは考え方、先ほど言ったように更地になったとかそういうのもありますので、今度のこの事業につきましては、内容につきましては、その数を減らすのも一つありますが、そのアンテナショップとかチャレンジショップとか、高校生、拓陽高校なんか当たっていますが、地元の学校なんかそういうお店に入ってもらって、地元の協力を得ながら、そういった事業をやるために、貸してくれるというところがあればその改修費用、店の改修費用を助成するというような考えでございまして、そういったことでこれからその辺も検討

していくというように考えております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 改修はいいですけれども、するとそこで空いている店舗だから、それをまた又貸しというわけじゃないけれども、それをまた募って、その経営者というかそういう方も募集していくのか、それとも今まで持続している今の店舗をふやしていくのか、ちょっとその辺わからないのですけれども。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 空き店舗ですから、今、経営をしていなくて店を閉めているところを利用して、又貸しというかそういう方から借りて改修をしたり、あとはその家賃の助成をしたり、そのようにしていけたらいいのではないかなと考えております。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 先ほどの土地購入で、単価計算すると正直言って高いなと思いますので、あくまで予算のレベルですからあれですけれども、それだけは申し上げておきたいなと思いますので。

磯飛委員長 若目田建設課長。

若目田建設課長 私、あえて先ほど単価言わなかったのですが、申しわけありません。

今、委員おっしゃられたように、今の予算の段階ではかなり高くなっておりますので、場所があいって細長い土地ということもありますので、今後用地買収をするに当たっては、極力努力をして安く買えるように頑張っていきたいと思っております。よろしくお祈いします。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、都市整備課の審査を終了いたします。ご苦労さまでした。

ここで、10分間休憩をいたします。11時25分より次の審査に入りますので、よろしく願いいたします。

休憩 午前11時15分

再開 午前11時25分

道路課の審査

磯飛委員長 ただいまから道路課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第13号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長 (議案第13号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けします。

平山委員。

平山委員 では、86ページ。

1項1目の土木総務費の中から201事業の修繕分、土木関係施設緊急修繕セーフティネット200万円、詳しく内容をお聞かせいただきたい。土木関係施設というのはどういうのかなと思ひまして、すみません。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 例えば、夏場の集中豪雨であるとか、そういったもので緊急的に修繕を要する場合、この費用を充てて修繕をするという予定で計上しております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 次は、88ページですけれども、一番上の補償、賠償金、道路損害賠償で100万円をのせてあるのですけれども、これはやはり、相手方があって、よく破損で車両を損失したとか、そういうときのための100万円の計上か。その前のページに保険が道路賠償保険というのが140万円掛かっていますけれども、これと関連しているのではないかと思いますけれども、大体この100万円というのは、常に毎年この100万円の計上なのかどうか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 最初に、保険料のほうですけれど

も、これについては道路延長掛ける単価ということで、市道認定路線及び認定外道路についての保険として142万2,000円を計上させていただいております。お尋ねの100万円については、議員さんお話しのとおり、道路での事故等に伴う損害賠償金ということで100万円計上しております。毎年、大体100万円前後ということですが、できるだけ少なくなるように努力はしたいと思います。ただ、これについては当然保障ですので、保障を掛けておりますから、掛かったものについては保険金としてまた歳入が入ってきます。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 次の89ページの新規事業の通学路整備事業、151事業というのが始まりました。これは、前に全協のときにお知らせいただいた児童生徒の通学時における安全安心の確保ということで、新しい事業ですけれども、今回、工事請負費で通学路整備に500万円、これは一応どの地域に限定されているのかがわかりましたら、内容をお伺いします。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 特定の路線ということではなくて、新たな制度を要綱として設けておりますので、今後PRしてご利用いただくということですが、地域的に見ますと、要綱の中で学校のあるところから半径1km以内ということで、その中で要望があったところについてはこの事業の中で実施をしたいと考えております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 では、すみません、続きまして、除雪対策事業ですけれども、那須塩原市全体で4,300万円でしたか、一応これで、ことしは非常に雪が多かったのですけれども、これの算定基準というか、そういうものをちょっとお知らせいただければ。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 主なものとしましては委託料になるわけですが、例えば黒磯地区ですと76路線を13の業者に委託をしておりますが、それらについては、那須塩原市全体で業者から見積もりをとって、県の単価と比較をしてどちらか安いほうということで設定をしております。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 88ページの道路維持管理事業で、大規模修繕に関しては全市的に黒磯101事業のほうで統括しているということですが、その大規模修繕の基準は額なのか、それを1点。

それから、90ページの地域活力基盤創造交付金事業の用地買収、土地購入関係ですけれども、1億9,200万なにがしというところで、これ内訳、大きいものから結構ですので、内訳、どの路線にどのぐらいの予算づけがされているのか、その2点お願いいたします。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 まず、最初にありました黒磯地区の道路維持管理事業の中の修繕の大規模のものということで、路線を指定して年次計画的に修繕を要するものということで、こちらに上げておりますが、例えば金額的であればおおむね130万円を超えるものと思っております。それで、全部限定をしているわけではないですが、金額でということになるとおおむねそういうことでやっておりますが、基本的には路線を指定して年次計画で整備をするものを本庁でやっております。

それから、続きまして、次の地域活力基盤創造交付金の土地購入費でございますけれども、例えばここで言いますと、路線が幾つか入っておりますが、板室油井線については131万2,000円、埼玉鳥野目線については1,463万8,000円、それから洞

島青木線については3,996万円、それから四区工業団地通りについては1,652万円、それから新南下中野線については3,750万円を、それぞれ計上させていただきます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 今の四区工業団地通りは、これはどこになりますか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 400号と西那須野那須線からぶつかって、400号から工業団地のほうに向かう路線を今現在整備しておりますが、まだ未買収地がありますので、それらについての用地になります。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 88ページの2項1目道路橋梁総務費の中の道の駅管理運営の401事業の委託料、道の駅明治の森の1,292万円について、ちょっと説明をお願いします。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 これについては、先ほど県委託金ということで400なにかの説明をさせていただきましたけれども、あわせて県から委託を受けて、駐車場その他、県道区域に入っている部分の管理と、それから市のほうが独自に管理をしている部分ということで、県のほうが409万8,000円、それから市のほうで882万2,000円、あわせて1,292万円となっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 これだけの管理運営費をかけて、どの辺をどのように毎年やっているのか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 それでは、その内訳としましては、まず県のほうからの400万円については、消耗品

として、例えばトイレトーパーその他が12万円、それから光熱水費として103万7,000円、それから芝になっている部分の管理であるとか、それから花畑の管理であるとかということで294万1,000円、合わせて409万8,000円になっております。

それと、市のほうの部分882万2,000円については、清掃関係の賃金296万4,000円、それからそれらの社会保険料、福利厚生等で事務的な経費がかかりますけれども、そのほか消耗品として同じく25万円ほど計上しております。それから、大きなものとしては委託料ということで、やはり市で管理する部分の管理委託、それが484万4,000円ということになっております。

その管理の中で、先ほど言った県のほうで管理する部分については、駐車場になっている部分に樹木がありますが、それらの樹木の剪定が主なものとなっております。それから、園地の清掃、これらが主なものとなっております、市のほうで委託している部分では、お花畑の管理、これが一番金額的に137万円ほどかかっております。あと、それから樹林地といって林になっている部分がありますが、そのところの清掃管理、これが150万円ということで、それらが主なものとなっております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 今、説明がありましたけれども、そうするとお花畑というと、明治の森の駐車場の向こうですよ、かなり広い敷地。あれ、面積はどのくらいあるのか。また、それでちょっと聞きたいのは、花はつくるけれども、その後の管理運営でせっかく咲いた花と実がどういうふうに使われているのだから、それをうまく回転すれば多少は利益を生むのかなと思うので、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 これについては、農業公社のほうに委託をしておりますので、その中ですべてをやっていたり形になっておりますので、その中の細かい部分で、今お話しになったように利益云々というのは、ちょっと私どものほうでは見込んではいないのですけれども、管理としてお花畑をきれいにして、来場者に喜ばれるような管理をお願いしますという形。それで、実際にそれのお手伝いを地元の方がやっているということになっていると思います。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 あと、先ほど樹木の植木の手入れとか何とかと言っていますけれども、そんなに植木を手入れするほどの、木は大きく育ってしまったし、だからその辺にそれだけのお金を毎年つぎ込んでいいものかどうかという疑問もあるし、清掃するといったって、普通の道の駅よりは面積は小さいし、区分化されているのですよ。1カ所2台しかとまらないようなスペースをつくってあるのですから、何でこんなに経費をかけているのかなと、その点の疑問点があるのですけれども。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 先ほど言いましたのは、剪定というのは、駐車場になっているところの植え込みの芝生の部分があると思いますが、あそこに木があったり、それから入り口のところに生け垣があったりしていますので、そういったやつの剪定であるとか、芝生の部分の草刈りも含めて、当然、芝生の部分についても伸び放題にしておくわけにいきませんので、細かく言うと例えばそういったところの雑草を抜き取ったりとか、一つ一つ言うところの部分が含まれております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 了解しました。

磯飛委員長 室井委員。

室井委員 やはり、土木費の2項3目の道路新設改良費の中で、委託料、これ板室の橋の問題だと思うのですが、そのことについて聞きたい。

それから、工事請負費ですか、ここはどのくらいこれは進んでいるか。

〔発言する人あり〕

室井委員 委託料の工事、その工事がどのくらい進んでいるかをまずお聞きしたいと思います。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 この委託料については、設計及び現場の管理等も県の建設技術センターのほうに委託をして、橋梁というちょっと重要な構造物ですので、管理を専門家に委託をする、その管理下ということで計上させていただいておりますけれども、その委託料の一番大きいのは、新南下中野線のほうの用地測量であるとか橋梁設計であるとかが主な金額になります。

それで、新那珂川橋の工事の進捗ですが、現在、左岸側の橋台が終わりまして、今年度の予算で真ん中に橋脚が建ちます。それから、右岸側に橋台ができるのですが、それが来年までの繰り越しになっておりますけれども、21年度予算でその橋脚、橋台までは終わるといって、来年度予算の中にはその上にけたを乗せる、上部工ということで来年は予定しております、22年度は予定しております。

磯飛委員長 室井委員。

室井委員 完成までは何年ぐらいかかりますか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 24年度を見込んでおります。

磯飛委員長 室井委員。

室井委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

植木委員。

植木委員 88ページで、ちょっと私が勉強不足なのかどうかわかりませんが、301事業私道対策費、私道測量ということで100万円の計上があるのですが、この私道というのをどうして測量するのか、ちょっと私、勉強不足なものですから、この辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それと、先ほど関谷委員が質問いたしました工事請負費、その下の2項2目道路管理費の工事請負費の中ですが、大規模な修繕についてはいわゆるこちらの黒磯地区の中を含めてやっているということで、主に130万円を超えるもの、それから路線を指定、年次計画のあるもの、こういうことの説明があったわけですが、7,419万1,000円、このように大きな金額でほんとここに出されると、ちょっとやはりいちいち質問しないと中身がわからないと、そういう状況が出てきますので、できればそういう部分については、簡単に説明書きをしておいていただくとありがたいかなと。この工事についてはこのぐらい、このぐらいと、括弧書きでも入れておいていただければ、余計な時間を食わないで済むのではないかと、このように、これは私の勝手な要望ですが、そういうことができるかどうか。

それと、89ページに、これは平山委員のほうで質問した黒磯地区道路除雪対策事業、ことしは大変雪が多かったわけですが、時々やはり雪が降ると、夜から夜中にかけて積もるものですから、朝方、支持者というわけじゃないですが、市民の方から大変不便を感じていると、こういうことで時々電話がある場合があります。その際に、議員をやっていて勉強不足だとこれも言われるかもしれませんが、どこにどういう対応していったら、すぐにその対策の現場に話がつながるのか、この辺についてある程度わかるような形で対応をとればと思っているのですが、何かいい方法は

ないでしょうか。

それと、今後、異常気象でますます乾燥したり、あるいは逆に雨が多かったり雪が多かったり、そういう年も年々出てくるのではないかなと、こういう予想をするわけですが、1,000万円のその予算で十分ふだんのことのできるのかどうか、あるいは突然何か大雪が5回も6回も降って、例えば1,000万円じゃとても無理だという場合には、やはり緊急に予算を組むことが可能な状況になっているのかどうか、その辺です。

それと、最後にこの新南下中野線、西那須野線路下の議員でございますので、少し追いかけてはおりますが、今年度3,750万円、予算が土地購入費で出ているということで、その下には今度は補償費で、この欄にもその名前が新南下中野線と入っておりますが、こちら幾らぐらいで補償費の中の金額を見ているのか。それで、どの部分、新南下中野線と言いましても、旧400号から大田原高林線までが計画の路線になっておるわけですが、この本年度の予算計上されているのはどの部分あたりの内容のことを指しているのか、その辺ちょっと、わかる範囲で結構ですがお願いいたします。

以上です。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 それでは、最初にお尋ねのありました私道対策費ですが、これについては、私道のままだと市のほうで管理することできませんので、地権者の方が市のほうに寄附をしたいといったときに、例えば分筆をして道路区域をきちんと確定するのに測量費用がかかるという場合には、その費用の2分の1を補助するということになっておりますので、そのための費用でございます。

次に、2項2目の黒磯地区の維持管理事業の中の工事請負費でございますけれども、区分けして

書くことは可能だと思っておりますが、ちなみにことしの予算の中で申し上げますと、黒磯地区が3,521万6,000円、西那須野地区が1,860万円、塩原地区が619万5,000円で、合計して舗装修繕については7,419万1,000円のうち6,001万1,000円を計上させていただきます。

次に、除雪についてでございますけれども、除雪については、黒磯地区についてはかなり降雪の多い、県道矢板那須線から下側といいますか、西側といいますか、その地域については直営による除雪をやっておりますので、直接市のほうにご連絡をいただくか、夜間で連絡がつかない場合は、消防を通じて緊急の場合には我々職員のほうに連絡が入るようになっておりますので、そういう形でご連絡をいただければ、状況を見ながら対応したいと思っております。

次に、1,000万円が不足するかということですが、それについては先ほども言いましたように、矢板那須線から南側について業者に委託しておりますので、それについては十分というわけではないですが、今のところは、今年度については予算で間に合っているところでございます。不足した場合には、予備費なり、あるいは補正をお願いするかという形で計上させていただきますこともあるかと思っておりますので、よろしく願いをします。

それから、新南下中野線でございますけれども、補償費につきましては、新南下中野線559万4,000円を計上させていただきます。場所については、新南公民館からライスラインまでの区間を第1期と考えておりますが、ただ実際に今、測量、それから設計等で現地に入っておりますが、必ずしも皆さんが大手を振っていいですよという状態ではありませんので、今、説明をしたり説得をしたりという中で事業ですので、必ずしもその間、

びしっといくかどうかというのは、今後の地元の協力いかんと思っております。

以上です。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 それでは1件だけ、この除雪対策についてなんです、先ほど13の業者に委託をしているということで、見積もりをとって安いところに行っているという話をいただいたわけですが、2回目になったら、直営で行っているところがあるので黒磯消防のほうを通じて連絡をいただければいいということですが、そうすると各業者のほうには黒磯消防のほうに連絡をすれば、困っているときにはそれぞれの業者のほうに連絡が行ってスムーズな対応ができると、こういう解釈でよろしいですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 常に雪が降るといいますが、そういったところについては先ほども言いましたように直営ですので、市のほうの職員が行ってやりますので、業者ということではなくて市のほうで段取りをとってやるということになります。また、委託している路線についても、実際にはそれぞれ13社ありますので、市のほうから何かあれば連絡をとるとか、あるいは自主的に路線、道路の状況を見てやるようには契約をしておりますけれども、もし何らかの不都合でできないと、あるいはおかれているときには市のほうにご連絡をいただくように、私どものほうにご連絡をいただければ私のほうから業者のほうに連絡をとるような形をしたいと思います。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了した

と思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後1時から再開いたします。

休憩 午後 0時02分

再開 午後 1時00分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

議案第36号の説明、質疑、討

論、採決

磯飛委員長 議案第36号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長 (議案第36号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けします。

君島委員。

君島委員 これ、新規の許可の部分じゃなくて、許可の期間、例えば3年あるうちの途中でことしの4月1日が来ますよという場合には、残りの部分についてはこの新しい料金で該当するということですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 許可の期間を統一しまして、23年3月31日までで統一を図っておりますので、それから以降についてはすべて同一料金ということでやっております。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 それまでは旧料金の部分も一部は入るということですね。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 今月の末までに許可を受けたものについては従前の、現行の料金ということでございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第36号 那須塩原市道路占用料徴収条例の一部改正については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第37号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第37号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長 （議案第37号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けします。

君島委員。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 法定外公共物ということですが、河川法、道路法、これにかかわらないものということで、那須塩原市の管理するものの中でこれに該当するものというのは実際にはあるのですか。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 いわゆる認定外道路というのは、平成13年から17年度にかけて国から譲与を受けておりますので、それらに建っている電柱であるとか電話線であるとかいった使用については、この条例に基づいて使用料を徴収することになってお

ります。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 ということは、認定外道路だけで、あと沼とかそういう部分では特別ないということですね。

磯飛委員長 薄井道路課長。

薄井道路課長 例えば、河川の赤道ではなくて、あの水色になっているいわゆる河川、青地と申しますか、そういったところについてはこの条例がかかります。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第37号 那須塩原市法定外公共物管理条例の一部改正については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第49号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第49号 市道路線の認定及び廃止についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

薄井道路課長。

薄井道路課長（議案第49号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決します。

議案第49号 市道路線の認定及び廃止については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、道路課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで、執行部の入れかえのため暫時休憩いたします。

休憩 午後 1時12分

再開 午後 1時18分

磯飛委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を開きます。

建築指導課の審査

磯飛委員長 ただいまから建築指導課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第13号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長（議案第13号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

若松委員。

若松委員 86ページの1項1目の建築指導費の401事業についてなんですけれども、ちょっとこれは耐震アドバイザー、市内の建築家ということなんですけれども、これ何名ぐらいを予定しているのだから、ちょっと年間の耐震する戸数とか何かはどうなっているのだから。

〔「診断するか」と言う人あり〕

若松委員 診断する、ここをちょっとお聞きしたいと思います。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 今、お願いしております建築士の皆さんは20名ほどいらっしゃいます。それから、予定しておりますのは、これは申し出を受けましてアドバイスを差し上げるような形になりますので、実態としては毎年10件とかその程度でございますが、対象となりますのは、実は現在この基準に合わないおそれのある建物というのが、那須塩原市で平成18年度現在でございますが、8,550戸ほどございます。ただ、これすべてが基準に適合していないわけではございませんので、この一部が場合によっては適合しないわけですが、ご相談をお受けする対象としましては8,550戸ほどあるとご認識いただいております。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 では、その8,550戸のうちで、これはどうしても厳しく早くしなくてはならないというのも把握していくのですか、これで。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 現段階でこれをすべて把握はできておりませんが、定期的に地区を区切って各戸を巡回しておりますので、私どもが。その中で、やはり古そうだなというものについては、個別にいろいろお話を差し上げまして、診断をいろいろお勤めしておりますが、実態として何戸というのを今申し上げることはできない状況でございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 これについてなんですけれども、たまたま空き家が結構多くなっているような気がするのですよね。そういうときの調査とか依頼はどう進めていくのか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 それは非常に難しい問題でございますが、実態として申し出がない限りはなかなか空き家の対応まではし切れないところがございまして、場合によってはいろいろ周辺の皆様からのお話とかいただきまして、非常に危険だとかということになれば、それは庁内へのそういう資料をいただきながら、個別にその持ち主等に当たりまして対応させていただいた例が幾つかございますけれども、実態としてはなかなか、接触と申しますか対応し切れない部分はあると思います。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 たまたま、そういう相談を受けたところが1件あります。もう既になくなって結構時間がたっていて、なくなった状態の中でその当時の洗濯物がガラスの中から見えて不気味で、あともし火災になった場合は大変だとかという、本当にもう崩れかけているのですが、そういうものの対応というのは今後どう進めていくのか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 そういう問題は、実は耐震改修よりもっと難しい問題だと思っておりますが、現段階では耐震診断改修の中ではなかなか対応し切れない部分になっております。場合によっては、消防とかと連携して、その周辺の状況等について現地調査等はさせていただきたいと思うのですが、なかなか私どもの権限ではそれ以上はできない……。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 そこまではいかない。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 はい。できない部分でございます。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 納得です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 すみません、それに関連するのですが、やはり87ページの診断補助と改修補助ですけれども、毎年大体こんなものというか、予算的にあれですけれども、やはり申請というか申し出る人は今の数からいってもあれですけれども、去年というか実績として、大体これは使い果たしているのですか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 実績を申しますと、平成20年度につきましては、診断は2件ございました。改修は、予算化が若干おくれたこともございまして、実績はございませんでした。平成21年度、今現在ですが、実際に診断費補助をお出ししたのは2件ございます。それから、改修につきましては2件ございます。ですから、改修費につきましては予算どおり執行させていただいた状況でございますが、診断につきましては、個別に私どもとのやりとりの中でいろいろ自分のお宅についての課題とか何とかというものについてはある程度ご認識いただけるような状況でございますので、なかなか実際にお金を使って診断まで至らなくても、場合によってはそれに準じた形での対応をとれているかなと思います。ただ、予算10件とっておりますけれども、実際にはなかなか10件分診断費をお使いいただくような状況にはまだ至っておりません。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 歳入のほうでもどちらでもいいのですが、確認申請関係で件数は何件ぐらいを見越しての予算計上であるのか、もし手元があれば近年の実績もあわせてご案内いただければ。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 この申請手数料につきましては、確認の申請と、それから申請があったものについての、例えば完了検査とかいろいろもろもろ含まれておりますが、確認申請にだけ限定させていただきますと、平成18年の実績が965件ございました。それから、平成19年が816件、平成20年が788件でございます。平成21年、まだ3月は半分ほど残っておりますが、現段階の見通しといたしまして654件を予想、多分この程度になるかなと思っております。

今回、予算を計上するに当たりまして、こういう状況が突然改善される見込みもないものですから、件数につきましては610件、平成21年度比に掛けまして0.9、として計上させていただいております。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

室井委員。

室井委員 私、じいちゃんなんですけど、これ、1項1目の中でサーバーという言葉を使っているのですが、このサーバーというのは恥ずかしいことにわからないのですが。

あと、この狭あい道路ですか、2項道路後退用地整備事業の中でこの50万円と出ているのですが、今そんなに市街地の中でも出られる家はあるのですか。昔はあったような気がするのですが、現在は余りないと思うのですが。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 まず、サーバーでございますが、これはいわゆる確認申請をいたしますと、例えば申請者の住所であるとか用途であるとか規模であるとか、いろいろ建築確認上でデータとして残すものでございまして、そういうデータを電子的に残しておく機械をサーバーと申して

おります。

それを、昔ですとフロッピーであるとかいろいろ個別の機械の中で保存できるものもございしますが、もっと容量が大きなものとして、何ていうか、かなり大きなデータを蓄積するときに使う機械でございします。

それから、第42条1項でございしますが、これにつきましては、私どもの仕事の今半分ぐらいはほとんどその仕事に費やされているような状況でございまして、まちの中、旧黒磯市内、西那須野町内、塩原も含めまして、2項道路というのはたくさんございします。

今、建てかえの時期に来ておりまして、昔、やはり十分に後退されないままに建築されたものとかがございしますので、その関係で毎回その確認のために現地に赴きまして、境界を確認させていただき、もしくは後退をなかなかご承諾いただけない場合等もございしますので、それについてはいろいろご説明申し上げまして対応している状況でございまして、件数的には非常に多くございします。

磯飛委員長 室井委員。

室井委員 今、そういう仕事が多くなって、まずその辺の、以前は通れればよいということで部長さんとかが、この旧黒磯地内にはそういうところがいっぱいあると思うのですが、今そういうところをやっぱりこういう測っている仕事が多くなったというのですか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 分譲地は計画的にできたものですから、一般的にはすべて4m以上ございしますので、通常狭くてということはないのですが、やはり昔からお使いいただいている道であるとか、もしくは本当にまちの中心市街地で路地に住宅が、へばりついているという言い方はおかしいのですが、建っている場合とか、そういうも

のでございまして、急に多くなったというわけではないのですが、一応繰り返してはありますが、今、建てかえ更新の時期に来ているものがたくさんございしますので、その関係で、その場で建てかえる場合には現地に赴きますので、そういうことの確認というのがかなり多くございします。

磯飛委員長 室井委員。

室井委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございせんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございしますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思いますが、異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決します。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございせんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第30号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第30号 那須塩原

市手数料条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長（議案第30号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりました。各委員の質疑、意見等をお伺いいたします。

関谷委員。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 ある程度は納得したのですが、特に確認申請の部分で非常に審査の厳格化に伴って審査時間が長くなっているということで、勝手な想像の中で、例えば人員を増員してその審査期間を短くすると、そういうための増額かなと思ったのですが、現状にあった中での審査時間に見合った手数料の増額と、こういうご説明であったわけですが、審査日数は変わらないという認識でよろしいのでしょうか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 実質的に、法定の審査期間というのは決まっているのですが、やっぱり厳格化のためにその期間というのが延びる傾向がございます、実態として算定の根拠にもなっていますけれども2倍程度の時間がかかっている状況がございます。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 つまりは、この審査手数料の増額分というのはどこに対しての実態に合わせたということになるのでしょうか。

磯飛委員長 福田建築指導課長。

福田建築指導課参事兼課長 私どもが実際に審査に要する時間に見合って、単位当たりのその時給の単価がございますが、それで計算させていただいております。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 了解です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第30号 那須塩原市手数料条例の一部改正については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、建築指導課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

執行部の入れかえのため暫時休憩といたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

磯飛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

区画整理課の審査

磯飛委員長 ただいまから区画整理課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第13号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

人見区画整理課長。

人見区画整理課長（議案第13号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお伺いいたします。

君島委員。

君島委員 すみません、歳入でまず不動産売払収入で、去年3筆ほど出してなかったので今回は科目だけという形だということですが、これは大体どのぐらいの単価で出しているのかちょっとお聞きしたかったのと、場所によっておのこの価格が違うと思いますけれども、大体、平均的なものでどのぐらいなのかというのが1つと、支出のほうで工事請負費に用水路の築造とあるのですが、ちょっとイメージ的に用水路というと農業の関係のようなイメージがしてしまったものですから、例えば道路の路面排水とか、あるいは雨水排水のためのものという形であるのか、その辺ちょっとどういう意味で用水路なのかということをご説明お願いしたいと思います。

磯飛委員長 人見区画整理課長。

人見区画整理課長 それでは、西地区の保留地でございますけれども、保留地が3カ所ほどござい

まして、坪単価ということですが、場所的には大原間小学校の北西側でございますけれども2カ所ございまして、そちらが昨年度の売り出しで公募したのが11万3,400円、それから13万6,500円ということで公売にかけたところでございます。もう1カ所が、それよりは県道に近いところですが、ちょっとこれではあれですね、図面上はあれですが、そちらが12万9,900円という坪当たりの単価ということで、公売ということで募集したところでございます。3つとも売れなかったということで、費目存置だけということで計上したところでございます。

もう1件でございますけれども、用水路築造ということですが、こちらにつきましては、区画整理区域内を弥六堀という用水路が流れて、図面でちょっと、図面の左上のところ建物8戸ほどずらっと並んでいるところがあるのですが、そのちょっと左側に斜めに走っている水路が、赤いところに斜めに走っているところがあるのですが、建物の図面のところの左上のところから建物の下で直角に曲がってまいります。直角に曲がって、左下のほうに曲がってくる水路ですが、こちらが本線と支線ありまして、それぞれこの区域ですと84mと47mということで、210mほどあるのですが、こちらがまだ水利権者もおりまして、こちらについては改修工事といいますが、ここに築造工事を行うということで予定しております。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。ただ、この弥六堀については、当然、暗渠で整地した中というわけにはいかないで、道路沿いに持ってくるような形になると思いますけれども、そのときには一応あれですか、道路の側溝、路面排水用も兼ねた形で持っていくような形をとるのですか。

磯飛委員長 芳賀区画整理課長補佐。

芳賀区画整理課長補佐 弥六堀につきましては、
独立して敷設してまいります。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

では、議長をかわって、私のほうで質問したい
と思いますので。

(議長、副委員長と交代)

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 簡単な質問ですけれども、建物と物
件移転補償についてですけれども、この図面の中
で22年度は14戸移転を予定しているということだ
すけれども、この移転、今ある建物はこの区画整
理地内に移転するのですか、それとも地域外に移
転するのですか。その辺……。

室井副委員長 人見区画整理課長。

人見区画整理課長 これは大きく分けまして、ち
よっとわかりにくい、一番右上の角のところにあ
る家につきましては、これは地区内であります。
それから、そのすぐ西隣といいますか左側ですけ
れども、こちらはアパートでございまして、12棟
ございまして、こちらは取り壊し……。

〔発言する人あり〕

人見区画整理課長 すみません、わかります。

室井副委員長 平石区画整理課管理係長。

平石区画整理課管理係長 移転につきましては、
まずはこれ区画整理事業の場合、従前地というも
との土地がありまして、今度、道路とか区画を全
部直すのですね、きれいな形で。ですので、従前
地、もとの土地があって、今度新しく換地という
のがもらう土地になるのですけれども。ですので、
全部、換地自体はこの区域の中におさまる形にな
ります。一応、従前地から換地のところに移して
いただく補償費としてお支払いするのですけれど

も、建物自体はそちらに移しても移さなくても、
取り壊しただけでも構わないですし、地区外に移
しても構わないわけですし、とりあえずもとのと
ころをきれいにさせていただくという形の補償にな
ります。

以上です。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 わかりました、すみません。

(副委員長、委員長と交代)

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにないようですので、質疑を終
了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了
いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結した
いと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結し
たします。

これより採決します。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予
算は、原案のとおり承認することで異議ございま
せんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第20号の説明、質疑、討
論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第20号 平成22年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

人見区画整理課長。

人見区画整理課長（議案第20号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 これ、1款の収入のほうで、事業収入で1億6,000万円くらいを上げているのですけれども、これはあれですか、一般の保留地ですか。というのは、結局、減歩の対象で減歩にこれ以上してしまうとまずいので、金銭的な形で換地するところに土地をつけて保留地として処分しますよという形で入れてくるものと、一般で公募するやつとありますよね。この1億6,000万円については、一般の公募での売払収入ということによろしいのでしょうか。

〔発言する人あり〕

磯飛委員長 挙手をお願いします。

人見区画整理課長。

人見区画整理課長 こちらにつきましては、借入れを起したときが一般の保留地の公売ですか、その予定金額内ということで起しておりますので、すべて一般の保留地の予定でございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 先ほどの一般会計のほうで、昨年度3筆の部分が西地区をやっているときの半値近く、大体七、八割弱の単価ぐらいになるのかなと思うのですけれども、それでもちょっと売れなかったというのですが、北地区のほうは大丈夫ですか。

磯飛委員長 人見区画整理課長。

人見区画整理課長 北地区につきましては、予算

のほうでも保留地につきましては不動産の鑑定評価等を入れて販売等をしているところですが、今年度につきましては13区ですが、北地区で募集したところ、売れたものは1つということでございます。

その前の年が、やはり4区画売れたという事情はあるのですけれども、厳しい状況は続いているということは事実でございますけれども、売れるという予定で組んでいるところでございます。

磯飛委員長 君島委員。

君島委員 わかりました。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 私も関連ですけれども、北地区は何区画あるのでしょうか。それで、この金額から落ちたときに多分一般住宅の感じでいけば、最低でも16区画とかその前後になるのかなと思うのですけれども、その辺の見込みが、再度追い打ちかけるようですけれども、あわせてご答弁をお願いします。

磯飛委員長 人見区画整理課長。

人見区画整理課長 一般の保留地は、保留地の区画が2つに割ったとかそういったこともありますので、正確にはあれですけれども、今は44カ所です。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 44区画ですね。

磯飛委員長 人見区画整理課長。

人見区画整理課長 はい。というようなことでございまして、それに処分済みのものが15区画あります。

〔「そのぐらいね」と言う人あり〕

人見区画整理課長 はい。それで、今回の予算につきましては、これまでも計上したものが返還金相当額を計上いたしまして、売払収入として計上いたしまして、平成22年度におきましては大体予

定した額の販売価格になったのですけれども、今年度につきましては1区画ということなので、こちらにつきましては売れなかった場合は一般会計に繰り入れということで処理されてきたという。

〔「何区画か」と言う人あり〕

人見区画整理課長 それにつきましては、どの区画ということで値段……。

〔発言する人あり〕

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 見込みはどのぐらいの区画で考えているのですか。

磯飛委員長 平石区画整理課管理係長。

平石区画整理課管理係長 一応、売り出しが18区画ですけれども、このうち6区画販売ということで予定……。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 はい、了解です。

磯飛委員長 私のほうから。

〔議長、副委員長と交代〕

室井副委員長 はい、どうぞ。では、磯飛委員長。

磯飛委員長 西も北も合わせてですが、今まで販売して、そして購入した方は、個人情報等々も含まれてしまうと思うのですけれども、市外の方が、あるいはここにいた方が、その辺の大分類でもいいのですけれども、お知らせいただければと思います。

室井副委員長 平石区画整理課管理係長。

平石区画整理課管理係長 大体、半々ぐらいですね、市内の方と市外の方は。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 なるほどね、半々ぐらいね。

室井副委員長 平石区画整理課管理係長。

平石区画整理課管理係長 はい。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 了解です。

〔副委員長、委員長と交代〕

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにないようですので、質疑を終了いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議ないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決します。

議案第20号 平成22年度那須塩原市土地区画整理事業特別会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、区画整理課の審査を終了し、建設部の審査をすべて終了いたします。

ご苦労さまでした。

散会の宣告

磯飛委員長 以上で、建設水道常任委員会を散会いたします。

なお、明日は10時からこの会議室で審査を行いますのでよろしくお願いいたします。

散会 午後 2時25分

建設水道常任委員会

平成22年3月17日(水曜日)午前10時開会

出席委員(7名)

委員長	磯 飛 清 君	副委員長	室 井 俊 吾 君
委員	植 木 弘 行 君	委員	関 谷 暢 之 君
委員	平 山 啓 子 君	委員	君 島 一 郎 君
委員	若 松 東 征 君		

欠席委員(なし)

紹介議員(なし)

説明のための出席者

上下水道部長	江 連 彰 君	水道管理課長	菊 地 一 男 君
水道管理課長 補佐	須 藤 清 隆 君	水道管理課 経営係長	宇 津 野 淳 君
水道管理課 企画係長	中 山 雅 彦 君	水道施設課長	高 久 敏 雄 君
水道施設課長 補佐	茂 呂 幸 利 君	水道施設課 水道建設係長	大 木 基 君
水道施設課 給水係長	高 野 彰 君	下水道課長	君 田 秀 一 君
下水道課長 補佐	舟 岡 誠 君	下水道課 普及係長	津 久 井 真 樹 君
下水道課 管理係長	相 場 秀 隆 君	下水道課 施設係長	峰 岸 紀 夫 君
水道管理課 企画係主事	平 城 靖 啓 君		

出席議会事務局職員

書記 佐 藤 吉 将 君

議事日程

1. 開 会
2. 委員長あいさつ
3. 審査事項
〔上下水道部〕
・上下水道部長あいさつ

〔下水道課〕

- ・議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算
- ・議案第18号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計予算
- ・議案第19号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算

〔水道管理課・水道施設課〕

- ・議案第24号 平成22年度那須塩原市水道事業会計予算
- ・議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について

4. その他

5. 閉会

開会 午前10時00分

委員長あいさつ

磯飛委員長 おはようございます。

散会前に引き続き、建設水道常任委員会を再開いたします。

本日は上下水道部の審査を行います。

委員各位におかれましては、慎重なる審議とともに昨日同様、円滑な進行へのご協力をお願い申し上げます。あいさつとさせていただきます。座ったままで進行させていただきます。

上下水道部の審査

磯飛委員長 これより、3、審査事項に入ります。

まずは、上下水道部長のごあいさつをお願いいたします。

江連上下水道部長。

江連上下水道部長（挨拶。）

磯飛委員長 ありがとうございます。

下水道課の審査

磯飛委員長 それでは、下水道課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第13号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長（議案第13号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

平山委員。

平山委員 ページ59ページから60ページにかけての合併浄化槽の設置整備事業ですか、これが出ていたのですけれども、これは国から約3,000万円でしたっけ、県から2,000万円、市単で5,000万円という意味で1億円という予算で、組み方によるのでしょうか。それとあと、市単独事業で10基というのがちょっと提示されているのですけれども、この10基に関してはどの地域に認可区域が対象かどうかをお願いいたします。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 平山委員さんご指摘の予算の内訳に関しては質問のとおりでございまして、市単10基につきましては、下水道認可区域内であります。その整備に相当の時間を要するという、7年とか8年とかかかるようなところにはそういう補助金が、国から補助金が出ないものですから、市単独として補助金を出しているという形になってございます。

以上でございます。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 地区につきましては、今、ご説明あったように認可区域内でもなかなか整備できない区域ということで、大田原境のほうの下永田地区、それから、現在でいえば二つ室地区、それと井口地区も単独対象ということになっています。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 これは大きさがありますよね、規模が何人槽、何人槽、これはこの10基は限られたので

はなくやるのですか、内容として。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 単費の10基については予算上、確保してしまして、使用する方が5人槽、7人槽を建物の大きさによって選べるという部分の予算で統合されております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 これ補助率というのはどのぐらいでしたっけ、例えば5人槽で、そのうちの何分の1を市で.....

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 金額は国の厚生省のほうで決まっておりますので、5人槽で33万2,000円になります。7人槽が41万4,000円、あと10人槽というのがありますが、これは54万8,000円の大きな.....

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 すみません、地域の下永田地区というのはいろいろ広くあるのですけれども、大体どこら辺、わかりましたら後でも結構ですから教えてください。

〔「じゃ、後ほど」と言う人あり〕

平山委員 お願いいたします。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

植木委員。

植木委員 今の平山委員に関連する質問にもなるのかなという感じがするのですが、私がちょっと聞きたいのは、現在、二つ室地区で下水道工事をずっと3・3・1のほうへ向かって上がってきている状況があると思うのですが、あれについてはどこへこの予算が計上をされてきているのか。この95ページの公共下水道費というところへ入ってきているような状況のものでよろしいのですか。

それからあと、その工事の内容についてちょっとご説明いただきたいのですが、なんじゃもんじゃ通りからずっと上がってきていますね。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 今のご質問ですが、特別会計の下水道会計のほうで、それはご説明申し上げたいと思っています。

〔「そっちでね」と言う人あり〕

君田下水道課長 一般会計の繰出金になりますので、申しわけございませんが。

〔「じゃ、そっちで」と言う人あり〕

君田下水道課長 特定環境のほうで工事進めておりますので、お願いいたします。

〔「わかりました。了解です」と言う人あり〕

磯飛委員長 では、後ほど特別会計のほうで再度ご質問をお願いいたします。

ほかにございませんか。

舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 すみません。先ほどの特定区域下水単独持ち出している区域ですけれども、1つは、石林地区で乃木神社より大田原のほうに抜けるところがあるのですけれども、こちらの住宅がちょっとあれですよということで、これが旧の400号ですか、平山議員さん宅があるあたり.....、ここに大田原処理区というのがあるのですが、これは大田原のほうに水が流れる区域ですが、一応認可区域に入っています、なかなか整合性がとれないという部分で整備がおくれている部分に、こういう部分について単費のほうの補助金、浄化槽を設置する人には差し上げておるところです。

それから、このエリアになりますが、清峰高校とか大山小学校がある区域ですね、この地域について認可区域になっている方についても特定区域ということで差し上げている部分でございます。

それから、二つ室の区域でちょっと色が濃くなっている部分、こういった部分についても一応認

可区域内ということですが、なかなか整備が進まないということで、こういった区域には浄化槽の補助金を差し上げている。この図面については特定区域の図面を下水道課のほうにあるものですから、ここへ持ってきていないので大変申しわけないのですけれども、特定区域については市の市長のほうで指定するというような状況で、毎年整備状況によってエリアが変わるという状況になっております。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 それは一般の方には広報か何かでお知らせしているのですか。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 特定区域のエリアの広報は特にしておりません。基本的に広報のほうには浄化槽の補助金が住宅に対して補助金が出ますよという広報を載せてPRはさせていただいていますので、その中に公共下水道が整備されている区域、農業集落排水が整備されている区域は補助対象になりませんよという形で一応出させていただいていますので、あとは設備屋さんが、浄化槽の申請に来る設備屋さんが、そういった部分については常に窓口のほうで確認をしている状況であります。

〔「わかりました」と言う人あり〕

磯飛委員長 では、私のほうからちょっと議長をかわりまして。

（議長、副委員長と交代）

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 今、平山委員の質問に関連するのですけれども、認可区域の中で浄化槽を設置したいという予算が10件ということですが、10件を上回った場合の予算確保等はできるのか、また対応できるのかということと、もう一つは、先ほど課長補佐の説明の中で、言葉じりをとらえるようで恐縮ですけれども、乃木神社裏の石林地区ですか、

それで流域の下水道の中には整合性がとれないという説明があったのですが、その中身をちょっと、どういうことで整合性がとれないかということをお聞かせください。

室井副委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 予算が不足した場合の対応ということですが、それは補正のほうで対応していく形になってございます。

その整合性でということですが、これは流域の考え方、この石林地区の汚水が流れるというのは、大田原市内のほうに持っていくという形で計画認可されているものですから、ちょっと大田原市との関係で合意がとれない関係で持っていけないという形で、認可はとってありますけれども、事業が進まなかったということでございます。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 その流域の大田原市との話し合いがつかないということですが、大田原市に対しては申し入れを行っているかどうか。

室井副委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 当初その認可をとるときにはそういう形、大田原市に接続させてくださいという申し入れは申込書、文書で申し入れはしてあるのですが、その後なかなか話が進まないでそのまま、新たに最近になっては特段の申し入れはしてございません。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 今年度も何件が大田原境のほうで那須塩原市の下水を利用した、あるいは那須塩原市の住民が大田原市を利用したという、どっちだかちょっと記憶が曖昧ですけれども、何件か例はあったのですけれども、そういう事例のある中で、今の箇所の整合性がとれない、進まない理由という特別な理由でもあるのでしょうか。

室井副委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 話し合いが進まないということ、確かにそういう申し入れをしてないというのは、1つには、やはり市のほうの予算づけがそれほど大きくないので、今の幹線の特環の部分を上げているというのが1つ大きな市の予算の状況もあります。

それと、そもそも大田原市に流すというのは地理的な条件で文化会館付近、大田原市のハーモニーホールですね、あの付近と石林地区の2カ所があるわけですが、それらについてはきちんと平成9年に覚書を締結して、大田原市と受け入れますよという話は、覚書は現存してあります。ですから、それはそういうことでいけば協議にはなるのですけれども、大田原市もやはり余裕のある関係を持って整備をしているわけじゃありませんので、その余裕のない中に流すということになると、那須塩原市が負担をして管系を、新たな管を入れるとか、そういったことも出てくるので、なかなか話も出てなかったというのも一つあります。

そういったもろもろ受け入れる、受け入れないというものについてはうちのほうの状況もあるし、大田原市としての考えもあるので、今のところは進んでいないというような状況です。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 ちょっとしつこいようで恐縮ですが、これからこの自治体においても国を含めてなんでしょうけれども、もう私が言うまでもなく財政的には大変厳しくなっている中で、やはり広域に及ぶ連携というものがこれから地域住民の生活の効率を上げる上で大変重要な課題になると、きていると思うのですけれども、今回は下水道ですけれども、そういった面で今後下水道の供用というのですか、お互い使い合うということの話し合いを進めていくというようなことはでき

ないものなのでしょうか。考えをお伺いできればと思うのですけれども。

室井副委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 委員長さんの言われることはごもっともなことだと思います。それと1つには、やはりそういった北那須の供用、北那須に行く区域については大田原市さんに入れさせてもらうというのも一つの考え方があると思いますけれども、それともう一つは、やはり下水道、公共集合処理と単独処理、そういったことをきちんと使い分けをして市の負担というのを、いつまでもだらだらと大きく広げていくのがいいのかどうかというような考え、1つ考える必要があると思います。

そういったことで、今、生活排水処理構想という市民会議を立ち上げて、そういった中で審議をしてもらっているということもありますので、いろいろそういう1つには、きちっとその市の中でどういう方法がいいかということを考えるということが重要だと思います。確かにそういう連携という広域的なもの、作業というのは必要だとは思いますが、まずは市の中できちっと精査をしていくということが必要だろうとは思っています。

(副委員長、委員長と交代)

磯飛委員長 それでは、そのほか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第13号 平成22年度那須塩原市一般会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第18号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第18号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長（議案第18号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

ちょっと待ってください。

暫時休憩いたします。

休憩 午前10時30分

再開 午前10時31分

磯飛委員長 休憩前に引き続き再開いたします。

植木委員。

植木委員 先ほどは大変失礼いたしました。実は、自分の地域に近いから聞いているというわけでもないのですが、情報としてある程度、的確なもの

をつかんでおかなくちゃならないということがありまして、再度お聞きするわけですが、なんじゃもんじゃ通りのほうからずっと下水道工事が上がってきているわけですが、現在それでたまたま二つ室地区ですか、十字路のところに向かって上がってきているような状況ですが、あの工事について現在の状況の内容について、まずご説明をいただきたいのです。

それともう1点は、去年、おとしになるのかな、年度的には前年度、去年度ですが、いわゆる乃木神社前の参道で下水道工事がやはり途中まできていたと思うのです。道路というよりも真ん中にぼっぼ通りがありまして、ぼっぼ通りから乃木神社の入り口あたりまでは工事が多分進んだような記憶をしておるわけですが、その後、継続してそのぼっぼ通りの下から旧400号ですが、そこへ向かって1期、2期として行うような内容の話で以前議会のほうでお聞きしているような状況があったと思うのですが、その部分に関しては何か今回提示をされてないような気もするのですが、私のちょっと勘違いかどうか、その辺を含めて、あわせてお聞きをしたいなと思っているのですが、よろしく願いいたします。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 それでは、まず、質問の1つ目としまして、二つ室幹線の現在の状況ということでございます。

ここににつきましては、毎年整備を進めておりまして、最終的にはもう開通した400号、そちらへ向かって整備を進めている状況であります。現在まだ今、工事中ということでやっておりますけれども、現在の工事が終了しますと、ちょうど農地というか、開発を今やっているところがあるのですが、住宅開発ですね。そちらが拾えるような状態というような状況です。その後22年度について

も随時上げていくという状況で考えております。

ちなみに、400号のバイパスについては推進工法と、それから、今、上げている部分の一部についてはポンプ圧送ということで、今後需用費がかなりかかっていくわけには接続する件数がちょっとしばらくはないというような状況であります。

それから、乃木参道の関係の下水道工事につきましては、とりあえず乃木参道部分の一部につきまして、補助対象部分については完了しております。ぼっぼ通りから旧400号に向かう部分についてはちょっと流域が違いまして、一気にできないという部分で、そちらについては今とめている状況です。

今後の見通しにつきましては、今回の22年度予算で一部市道がありまして、道路課のほうで舗装復旧をするという市道がございまして、市道でいきますとNの450号という市道がございまして、そちらが舗装復旧をかけるということで、舗装前に下水道整備ということで現在砂利道ですが、それを22年度工事でやるということで、それは乃木参道のほうの下水道に流し込みということで、地域についてはやはり順次、中のエリアを整備していくという部分もございまして。

以上です。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 最初の二つ室のほうの住宅開発の部分を持つということで今、上がってきている部分の工事部分ですが、今年度は現状、この住宅開発を持つ部分ぐらいまでのところの工事が行われないのか、あるいはもう少し現在のところから何百mが進むのか、最終的には何か前の答弁だと、ひかり幼稚園のほうに向かうという状況のことを聞いていますが、それについても計画については変わりがないかどうか、それと最終的にひかり幼稚園のほうへ回りまして、大山小学校のほうへい

くような予定だったような気はするのですが、最終年度としてどこら辺の現状を予定しているのか、その辺についても現状で判断できる範囲で結構ですから、ちょっとお答えをいただきたいのですが。

それと、もう一つ、乃木神社参道のほうでは結果的に下水道の工法が違うということで、ぼっぼ通りのところまでで現在はとまって、中の状況を拾っているという今、話、説明聞きましたが、実際参道から400号まではどの程度の計画の見通しになるか、その辺の言いにくいとは思いますが、ちょっとお聞きしておきたいと思います。あの地域の方が、結果的に上のほうは工事が進んだのだけれども、ぼっぼ通りから下だけ何でこないのだと、こういうことで非常にちょっと不満を持っているような意見が何点かあったものですから、大枠だけ聞いておきたいと思います。よろしく願います。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 まず、二つ室につきましては、今年度は住宅分譲されている区域までの距離が今年度施工分ということで考えております。

今後の見通しにつきましては、予算上、22年度の特定環境保全ということで予算上は上げていますが、一部大田原市境のほうに分譲地がありまして、そちらの部分に拾いにいくのは自然流化で拾いにいけるということで、その分譲地のちょっと先あたりに市道があるのですが、323号線、田んぼの畦畔みたいな市道ですけれども、そちらから迎えにいった分譲地内を持つというような計画と、先ほど委員おっしゃったようにひかり幼稚園のほうに向かっていったら、ただ、ひかり幼稚園のほうに向かっていく部分については逆勾配になりますので、先ほどちょっと申し上げたとおり400号のそばにポンプ施設をつくりまして、それから戻して、大山通りのほうに戻すということに

なりますので、ちょっと工事費がかなりかかりますので、どのぐらいのペースということについては今の段階でお答えできません。

それと、400号についても推進工法で上げて、それから、400号の歩道部分に整備をしながら大山小学校、清峰高校側にいくということになりますので、それについても皆目ちょっと今の段階で何年ということをお願いできません。

もう一つの、乃木参道、ぼっぼ通りから先の400号側への部分につきましては、現在施工上は確かに決まっておりますけれども、緊急的にそういう砂利道の舗装化ということが他の事業で起こりましたので、そちらを優先的に進めさせていただいている状況です。その後予算的な部分で確保されれば、随時整備を進めていくということで考えております。

磯飛委員長 植木委員。

植木委員 1点だけ、今の最終的なご説明いただいた、ぼっぼ通りから400号までの間の件で予算がついて拾える状況になったということですが、その考え方はなくなるわけではないわけですね。あくまでも一たん進めていくという状況のもので、予算がなくなったからこれは凍結したということではないというお答えをちょっといただきたいなと思って、今、意見を述べているわけですが。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 現在の認可区域に入っている区域ですので、下水道工事を進める特定環境として進める区域になっていますので、継続的に進めていく状況下ではあります。ただ、何年という話はちょっと見通しが今の段階で立っておりません。

〔「わかりました」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにございませんか。

若松委員。

若松委員 165ページの1款2項1目の水処理センター費の中の委託料ということで、施設ポンプ場維持管理業務という形で2億702万5,000円ということですが、もうちょっと詳しく説明をしていただきたいと思います。

それと、その下の2項2目の中の工事請負費でマンホール及び管渠、補修工事の中の都市下水道改修工事、この辺もちょっとわからないので説明をお願いします。

あともう1点ですけれども、166ページの下水道建設費の中の工事請負、幹線枝線ということで、この辺の状況と工事がどのぐらいまでかかるのをちょっと明確に、場所とね、先ほど聞いたのですけれども、豊浦、鍋掛地区と聞いたのですけれども、その辺もちょっと明確にお願いしたいと思います。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 まず、水処理センターの委託料の内容ということですが、こちらの黒磯の水処理センター及び塩原の水処理センターを今現在、民間委託しているわけですが、施設の委託料と、それに付随しますポンプ場の管理業務委託料の予算でございます。こちらの平成20年から22年までの複数年委託で3カ年の契約で結んでいます委託料でございます。22年度が最終年度になるわけでございます。脱水污泥処分につきましては、水処理センターから生じます污泥が出ますので、それを処分する委託料、年間約1,772tの脱水污泥を処分する委託料を見込んだものでございます。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 すみません。2項2目の管渠管理費の中の都市下水路改修工事についての質問だったと思いますので、これにつきましては現在、都市整備課のほうで進めております3・4・1本郷通りが「Rアンダー」工事を現在進めて

おりますが、そちらに伴う部分で、都市下水路が既にあるわけですけれども、それが直角にちょうどJRを下越しして入っている部分があるのですが、そちらの都市下水路が大雨時に若干今までは道側にオーバーフローしていたということがあったものですから、3・4・1本郷通りが開通後にオーバーフローしますと冠水状態になるということで、この都市下水路の堰関係を改修してオーバーフローしないようにする工事を今回計上させていただきます。

それから、1項1目下水道建設費のほうの工事請負費の幹線枝線の場所についてというご質問でよろしいですか。

〔「はい」と言う人あり〕

舟岡下水道課長補佐 これにつきましては、先ほど課長から主な地域を申し上げたと思うのですが、まず上厚崎地区についてはやはり主な部分といいますと、総合グラウンド西線、文化会館がある通りですね。その3・3・2号線が開通した埼玉側、そちらのほうの幹線のほうを整備することです。

それから、あわせまして開通しました3・3・2の地域の一部について接続された接道についてと同じ上厚崎地区の下水道工事、それと厚崎中学校の西側、今年度も施工したのですが、同じく上厚崎地区で住宅街、厚崎中学校の西側の高橋商店から入った奥あたりですが、その地域の当たりの整備、それから、下豊浦につきましては、現在スーパービバホームのわきの疎水沿い寄りを上げていますので、その続きということで住宅の第2期ということで計上させていただきます。

それから、鍋掛地区につきましては、昭和食品の裏側というか東側、那珂川側に分譲地がございまして、その部分について下水道がまだ整備されていない部分の下水道工事という部分が主な部分

で、あとは東原、埼玉地区という部分については私道の短い距離のほうの整備ということになります。

西那須野地区につきましては、西富山、国道4号のBMWのディーラーさんから奥へ入った部分について下水道工事を進めておりますが、そちらについての小さい市道部分に整備ということでございます。

それから、太夫塚地区につきましては、過去に下水道工事をやりました太夫塚公民館のわきの市道ですが、そちらについての舗装復旧を行う予定になっております。それと、太夫塚の400号の東側の分譲地の道路の整備、そういった部分が公共でやる工事区間になります。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 今の最後の説明の中ですけれども、これは今現在進めているのは随分、今、場所的にちょっとあるのですけれども、この終了予定というのはいつごろ、この舗装とか何か仕上げてきますよね、その掘り返したところとかいう形の中が今、出ていると思うのです、現場現場で、その工事終了する予定日なんてわかるのですか。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 現在、公共下水道を整備するときには本復旧まで入れていない区域と入れている区域があるのですが、一応今の段階では国庫補助で本復旧を見込んでいましたので、それは舗装状況に見合った部分で整備を進めております、余りにもひどい部分はですね。

今後については、今までの国庫補助という制度が22年度からなくなりまして、一括交付金ということになったものですから、中身がさっぱりわかりませんので、どこまで対象にするかというのがまだ市のほうに来ていませんので、ちょっとお答えできません。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

関谷委員。

関谷委員 ちょっと当初予算質疑ではなくなっちゃうのですけれども、市債の部分ですね、公債費になるのですけれども、昨年度は借りかえか何かがあったのでしたかね。残っているものの本数はいっぱいあるでしょうから、利率の部分で高いものは何%ぐらいのものがあって、去年借りかえたのが利率どのぐらいのものに借りかえたのかというところをお知らせいただけますか、すみません。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 昨年度借換債ということで4億1,750万円ほどの借換債をやっています。その前の20年度に23億2,800万円で、その前が11億7,500万円ということで、トータルで39億2,100万円ほどの借換債をやっています。

当初の利率的には、19年度の利率が約6.7%以上の利率の借換債をやっています。20年度につきましては、5%から上の7%未満の借換債をやっています。21年度が一部残りました5%から6%未満の借換債を実施しました。これは一応本年度4億円借りかえをやるわけですが、それが大体0.631から1.15という形で3つに分かれて借りかえやっていますので、ちょっと幅が広がりますが……

〔「年度では」と言う人あり〕

君田下水道課長 年度で、失礼しました。償還期間の短いものが、7年償還ものが0.631%、あと8.5年で償還するものが0.738%、11年で償還するものが1.15%の借りかえをしています。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 すみません、過去のものにまでさかのぼっちゃってすみません。この起債の限度額というのは、すみません、全体像の予算のとり方の全体像みたいな話になっちゃうのですけれども、起

債の限度額というのは基本的なことでどういう大まかな算出で限度額というものが決められていて、あと一般会計からの繰り入れの関係ですね、予算組みというのが今年度の事業があって、限度額が決まってきて、繰入金とのこの辺との相関関係を基本的なことで申しわけないのですけれども、ちょっとお知らせいただきたいと思うのですが。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 地方債につきましては、工事を行う場合に借り入れをしているのですが、国庫補助事業ですと裏負担分の90%、市単独事業ですと95%が借り入れ可能という扱いになります。

〔「繰入金はどうやって算出、要するに足らない部分が全部だだと、こういう感じになるのか、全体事業の中で」と言う人あり〕

磯飛委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 1つには、基準内繰り入れ、基準外繰り入れという考え方があると思うのです。要するに、雨水とかそういったものについては100%工事負担ということで、そういう原則ですから、そういったものにかかってくる地方債の償還、そういったものは原則繰り入れしてもらおう。ただ、汚水についてはある意味受益者負担というのがありますので、ちょっと今、資料持ち合わせておりませんが、すべて公費で見る部分、それから基準内で見える部分、基準外で見える部分というように分かれていますので、そういったものでトータルをして積み上げていった額が一般会計からの繰り入れになるということで理解していますけれども、今回、先ほど委員さんの質問にありました高利率の繰り上げ償還、公的資金の繰り上げ償還ということについては、やはりそういった中で公債費の負担が非常に今、重くなってきます。今年度でも17億円、16億9,000万円ほど元

金と利子で返すようになっています。その中で大半、15億1,000万円ですか、一般会計から繰り入れをしてもらっても、それは全部償還金に充てて、なおかつ1億円以上足りない、2億円近い金が必要というふうなことです。そういったことからそういうものの負担を低くするために繰り上げ償還ということが出てきたのだと思います。ですから、そういったことで今現在、200億円ぐらい、正確な数字ちょっと今あれですけども、予算書の中にあると思いますけれども、下水道の特別会計で持っているということです。ですから、その辺の繰り上げ償還をするに当たっての条件として、余り地方債をふやさないということと、あと効率的な経営という、そういったものが条件になって、そういった繰り上げ償還を持っていますので、先ほどから出ていますように仕事はやりたいというのはありますけれども、その辺のバランスをとっていかないとなかなか公的資金、繰り上げ償還してもそれが今度は約束違反ですよということになりますので、この辺が非常に難しいと考えています。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 十分わかります。法定外繰り入れの部分というのは、今年度の場合どのぐらい入っているのか、あるいは入っていないのか。

〔「今、調べてあれするのは到底無理ですね」と言う人あり〕

関谷委員 いや、ざっくりでいいです。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 すみません。21年度についてざっくりのざっくりで申しわけないのですが、9月の議会のときの質問であったときに3億円ということで答弁していると思います。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 大丈夫です。了解です。ご努力されて

いる部分は十分わかりますので、このことは大変な事業だと思うのですけれども、より有利な借りがえ等、今後も積極的に進めていただいて、少しでも有利な健全な運営に努めていただければ結構でございますので、以上で結構でございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

君島委員。

君島委員 それじゃ、まず使用料の中で水道の使用料、加算分ですね。水道を使っている水道水以外のものの流入の部分ですね、井戸水とか、そういう分ですね。そういう部分の算定、あるいは水道は使っているけれども、酪農とかそういう部分で流さない部分の水、こういう部分の差し引きみたいなのはやっているのかどうかというのをちょっと、ただ、農集のほうを見るとメーター、井戸水用メーターなんていうのが出ているのですけれども、公共下水道のほうにはそれがちょっとないものですから、そういう水道水以外のものとか水道水をほかへ使ったときの扱いをどうしているのかという部分と、あともう1点につきましては、166ページで下水道建設費の中に、公有財産購入費ということで第20幹線枝線関連用地ということで260万円ほど上がっているのですが、これについては、ここの中からすると多分管路敷か何かの用地を買っているのだらうと思うのですが、地上権の設定とか、そういうやつではいかなかったのかどうかということで、ちょっとその2点について説明をお願いしたいのですが。

磯飛委員長 君田下水道課長。

君田下水道課長 先ほどの君島委員からの質問で、井戸水使用外の算定の仕方ということですが、一般管理費の中には備品購入費といたしまして井戸水検針用メーターということで、こちら載ってございまして、実際井戸の場合はメーターをつけていまして、あと酪農外ですか、その場合、下水道

に流さないということはあるのですが、西那須野地区にそういう事例もございまして、酪農農家のほうにメーターをつけまして、差し引きメーターでやっているという事例もございまして。一応専用メーターつけて差し引きでやってございますので。

〔「わかりました」と言う人あり〕

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 土地購入関係のご質問のほうですが、これにつきましては鍋掛地区のアカデミー教習所の下側といいますか、行きどまりの市道があるのですが、そちら部分については下水道が布設されていまして、それより西側については民地を使わないと管渠が入らない区域がございまして。その部分につきましては今年度、22年度ですね、交渉しまして用地を取得して、後にはその部分を通学路ということで、子どもたちがちょうど今、山林を通っているものですから、子どもたちの歩ける幅だけでも上下水道の上を使わそうということで、加工するようなことで事業を考えております。

〔「わかりました」と言う人あり〕

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 すみません、それと若松委員から先ほど箇所についての質問がございましたけれども、公共部分しかちょっと答弁していませんので、特定環境保全関係についても箇所を申し上げます。

1つにつきましては、先ほど委員さんのほうからありました、二つ室幹線を上げていく部分が22年度考えております。

それと、もう一つは乃木参道の話がちょっと出ましたけれども、乃木参道の舗装が非常に悪い状況になっていますので、そちらの舗装復旧を考えております。

それと、井口下水道工事ということで、赤田・

井口汚水幹線ということで、最終的には国際医療福祉病院までの幹線を、今年度一部着工してはいますが、それを上げていくというのが主な路線であります。

それから、浸水対策関係につきましては、現在進めております百村川第3幹線の最終年度ということで、それは課長が説明した区域、下永田地域ですね。

以上でございます。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 すみません、ただいまのあれですけれども、特定環境の今、工事請負の舗装復旧で乃木参道というようなことだったのだけれども、乃木参道の両側には舗装というか歩道ですか、あれではなくてあくまでも参道、場所をちょっと。

磯飛委員長 舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 下水道でやれる舗装復旧というのは、あくまでも下水道工事の管を入れた部分ということでありますので、下水道管入れた部分でセンターラインより片車線というか、工事やった部分程度の荒れた状態部分を直すということで一応考えております。ですから、歩道のほうは水道工事で入れているとは思いますが、歩道部分については下水道課のほうではちょっとできない状況です。

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終結したいと思いますが、異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第18号 平成22年度那須塩原市下水道事業特別会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、よって、原案のとおり承認されました。

議案第19号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第19号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

君田下水道課長。

君田下水道課長 (議案第19号について説明。)

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

君島委員。

君島委員 農集につきましては、純然たる農集での収入というのが2,150万、五、六十万円ぐらい程度しかないのですよね。歳出で管理するだけで3,039万4,000円、管理費の支出だけです、償還のほうは含めなくても、こういうような状況であるので、農集のほうの使用料の単価、これの見直しというものが今後考えていくところがあるのか、あるいは農集の部分を広域と合併させるというような考え方があるのかをちょっとお聞きした

いのですが。

磯飛委員長 江連上下水道部長。

江連上下水道部長 農業集落排水事業の会計につきましては、下水道と同様、下水道につきましても8億円何がしの使用料で30億円からの予算を計上しているということですので、農集だけが特別ということではないとは思いますが、ただ、なかなかそれをすべて料金で賄うというのはなかなか難しいのかなと考えております。ただ、とはいいいながら、ある程度維持管理費についての賄えるような部分というのは、ある程度その経費を賄えるような料金設定というのは必要になると思っております。

そういった中で予算のほうでも計上しておりますけれども、下水道審議会というようなことで21年度、22年度の中で、1つには生活排水処理構想ということで先ほども出しましたが、その地区にあった処理方法というのを今後選定していく必要があるというようなことで、その集合処理、あるいは個別処理、そういったものの色分けをしていくというのが一つの作業の中で、審議会の中で議論されております。

それともう一つは、将来的に整備、あるいは維持管理を含めた中で料金体系、今はやはり水道と同様に塩原、西那須、黒磯、旧事業ごとに体系が、水準も違いますので、そういったものをどうしていくのかというようなことは、22年度の審議会の中でさらに整備、あるいは維持管理のあり方も含めて議論をしていきたいというようなことで今、考えております。

それと、その他の中でご説明したいと思っていたのですが、生活排水処理構想については、今年度、21年度、6回の審議会を開催いたしまして、おおむねの話が煮詰まってきました。そういった中で3月23日から3週間ほどパブリックコメント

に付したいということで、そういったものを一般市民の方の意見等もいただきながら、生活排水処理構想等をまとめていきたいと考えております。

いずれにしろ、料金についても水道同様議論というか、今後話題になってくると考えています。

〔「いいです」と言う人あり〕

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 若干趣旨は君島委員と同じような部分になってくるのですが、赤田はそこそこの接続率になっていたと思うのですが、東部の本年度接続率をどのぐらいを目標とされているのか。使用料・手数料を当初部分で減額としていますけれども、その辺の理由とあわせてご説明ください。

磯飛委員長 答弁を求めます。

君田下水道課長。

君田下水道課長 接続率ですと、赤田側が84.2%、東部が67%と委員ご指摘のように東部が接続率悪いのですが、一応先ほどの下水道会計の中でご説明しましたが、下水道水洗化促進対策の中で農集も含めまして戸別訪問をやってございまして、未接続世帯ですか、そちらの戸別訪問、あとはアンケート調査を出しまして接続率アップには努めているのですが、なかなかこういう景気状況でお金がないとか、うちを建て直したということで接続率がなかなか上がらないというような状況になってございます。

磯飛委員長 暫時休憩いたします。

休憩 午前11時13分

再開 午前11時25分

磯飛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。答弁を求めます。

舟岡下水道課長補佐。

舟岡下水道課長補佐 先ほどの使用料の減額の理由でございますけれども、農集につきましては今まで西那須野地区の公共下水道の使用料の単価の算定の平均値をそのまま使用していたところですが、ということは公共下水道のほうへは100³を超える水を流しているところも当然ありますので、原単位時点が130円ぐらいの原単位になるということで、今回はより正確性を求めて有収水量で割り戻しをしますと、大体一般家庭がほとんどということで60³を超えるのがそんなにないということとありますので、原単位を120円まで落としまして、使用料を算定したために減額になったということで、より正確にさせていただいたということとでございます。

大変答弁がおくれましてすみませんでした。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 わかりました。理由はわかりましたが、いろいろな経済情勢等々の背景という部分も理解はいたしますけれども、本来であれば赤田が84%、東部67%という接続率の中で、赤田はかなり年数がたっていて、過去にもなかなか接続率がさらに伸びていかないというような理由も伺っておりますけれども、東部に当たっては、やはり67%というのは余りにも低いと、事業化に向けてそれだけの同意というものも地域の理解も得ながら進めてきている部分なので、やはり今年度念頭に当たっては接続率を年間3%でも5%でもという目的、目標を持って事業に臨み、それに伴った予算というところでは分担金、使用料というようなところが、むしろ積極的に増額の予算が組まれてしかるべきではないかと、こう思うわけですが、もう一度その辺についてお願いします。

磯飛委員長 答弁を求めます。

江連上下水道部長。

江連上下水道部長 今の関谷委員のご質問といい

ますか、ご指摘ですけれども、それは十分に下水道課としてもそういったことを踏まえて新年度、現在も進めていますけれども、そのために管理係という部分をつくりまして、接続率を高めるといようなことでやっていますので、公共下水道のみならず農集についても十分戸別の訪問とか、そういったものをして、できるだけ接続率を高めていくといようなことに努めていきたいと考えます。

以上です。

〔「了解です」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第19号 平成22年度那須塩原市農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、下水道課の審査を終了いたします。

ご苦労さまでした。

ここで、執行部入れかえのため暫時休憩といた

します。

休憩 午前11時30分

再開 午前11時34分

磯飛委員長 休憩前に引き続き委員会を開きます。

水道管理課・水道施設課の審査

磯飛委員長 ただいまから水道管理課及び水道施設課の審査を行います。

担当課の皆さん、ご苦労さまです。

議案第24号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 それでは、議案第24号 平成22年度那須塩原市水道事業会計予算を議題といたします。

執行部の説明をお願いします。

菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長（議案第24号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

質疑、意見はありますか。

若松委員。

若松委員 今、説明をるる聞いたのですけれども、私は議案資料の中の水色の中で……

〔「議案資料」と言う人あり〕

若松委員 議案資料の51ページ、主な建設改良事業で老朽管更新事業とか、危機管理対策事業、配水管整備事業と主に出ていまして、金額もかなり

の金額ですけれども、これで工事負担金と出ていますけれども、これで工事を進めていくとどの程度まで進んでいっちゃうか、まだ本年度の22年度の事業、その辺ちょっときのうの説明受けただけでも、どこにそれが当てはまるのかわからない。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 今の中で石綿管更新事業と鍍鉄管更新事業であります。石綿管更新事業については、ことしやることで残り158km、残りとしては66%ほど、更新率は34%という形であります。鍍鉄管については、もともとは8.3kmで黒磯の駅前だけ見えています。これを22年度やることによって33.7%が一応更新できるというような形で、残りとしては4.5kmぐらい残ってくるという形でございます。

以上です。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 その老朽管の前158kmのところを何%かちょっと忘れちゃったのですけれども、その残った部分については、また継続で23年度いくという理解でよろしいでしょうか。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 今のところ平成23年度まで補助事業がつくというような形になっています。さらに、その24年度以降についても全国の実際の中で延伸してもらうように、一応要望出しているということなので、つくものということで補助事業を見込んでございます。23年度も同じような形で計上を見込んでおります。基本計画の中では28年度までです。平均が大体21kmから22kmやっております。

〔「了解しました」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 予算には関係がないかもしれないので

すけれども、こちら側の実施計画の中でちょっとわからないことがあったので、初歩的なことでごめんなさい。

危機管理対策事業で紫外線何とかと書いてあって、クリプトストリジウム対策、これは何ですか。すみません。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 クリプトストリジウムというのは、要するに両面何とか……、じゃ、ちょっと。磯飛委員長 茂呂水道施設課長補佐。

茂呂水道施設課長補佐 私が担当しているものですから、クリプトスポリジウムというのと、あとジアルジアという耐塩素性、水道は塩素で病原菌を殺しているわけですが、その塩素でも死なない病原菌がいるのです。これらを皆さんが飲んでしまうと、腹痛ですね、下痢とか、そういうのを起こしてしまうということで、それをやっつけるためには塩素じゃきかないということで、紫外線を照射することによって、その病原菌が死ぬということで、そういうおそれのあるところにはそういう装置をつけなさいということで厚労省のほうから、もうつけなきゃならない施設として言われているところに対してつけるものです。動物のふん尿を介して広まっていく病原菌ということらしいです。野生の動物です。

〔「どういうところにつくの」と言う人あり〕

茂呂水道施設課長補佐 水をとってきますね。それで、管のところランプをつけまして、ランプで当てることによって紫外線が出ますから、その紫外線で水の中にいる病原菌が死んでしまうということ。

〔「野生動物に」「当てればいいのに」と言う人あり〕

茂呂水道施設課長補佐 光を当てることによって、

そこにある紫外線がその病原菌を殺すのです。だから、光を当ててるんですね、その水、管の中に水を通します。その管の中にランプがありまして、そのランプから出た光が届けば、その病原菌は死ぬという。

磯飛委員長 よろしいですか。

関谷委員。

関谷委員 1つだけ、すみません。先ほどの資料の12ページの2目の管路情報システム、マッピングシステムの構築業務ということで、これは5,500万円計上されているわけですが、これは全市ということでのよろしいのかということと、これ単年なのか前から従前からやっているのか、あるいは今後もやっているのかですけれども、その辺の年数ですね。

それと、合併して古いもの等々含めて、水道台帳のほうがどの程度整備が整っていて、現状としてきちんと管の入っている状況やなんかの的確にとらえられているかどうか、その辺まで含めてご説明をお願いします。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 まず、この情報システムは全市にまたがるかということでございますが、これについては当然ながら今やっているもとの簡水道なら簡水すべての事業を網羅して整備するという形でございます。

あと、単年度、複数年度というのは、当然ながらことし既にもう発注してございます。その中で継続事業として、平成23年の3月11日の納期ですかね、その前にある程度、稼働試運転なんかをやりたいと思っておりますが、23年3月11日の納期で複数年度という形で実施してございます。

それと、かつての水道台帳ということは当然ながら西那須野水道、塩原水道、黒磯地区の水道、今まで非常にいろいろ取りまぜていろいろな形で

管理してございますが、西那須野が一番いいという形で、それらは当然ながら取り込んでいくと。黒磯は、ある程度住宅地図に落としたものがございます。それらを含めて、それらをまた取り込んでいくということ。塩原については当然ながら紙ベースしかないので、それを今度スキャナーで読み込んで、そういう形でやる。給水台帳のほうは全市入れましたので、それらもそのマップの中にまた取り組んでいくという形でやると。

ただし、その情報的なものですね。関谷委員が今、不安視されたように的確に載っていないものも非常にあります。それについては現場調査というの、ある程度やっていただいて、それでも不明確なものへはもうちょっと後になってまた調べるという形で進めていって、それらを含めて23年3月ごろまでに全体をほぼ把握をしたいという形で考えております。

以上です。

磯飛委員長 関谷委員。

関谷委員 そうしますと、台帳からの資料を落とし込んでいくというだけじゃなくて、台帳の未整備部分があるのかどうかまでは、ちょっと今のご答弁ではわからなかったですけれども、そういうものも含めて実地検査も含めた業務委託という解釈でよろしいでしょうか。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 台帳未整備についてはちょっとわからないところがありますが、現地を含めてそれらを含めて委託出してございますので、それらを含めて対応するというような形で進めます。

以上です。

〔「了解です」と言う人あり〕

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 先ほどお配りいただいた13ページ、消火栓の設置工事で11基分とか出ています。これ場

所的にどの辺だか、もしわかれば。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 消火栓設置については黒磯那須消防と大田原消防という形で当然違いますので、これについては事業を進める中で消防本部に問い合わせながら進めていくということで考えてございます。黒磯地区については、本管の布設と同時に合わせてやっていくので、それもやはり消防の中でことしの計画がありますので、そのまま配管に応じて指示いただいて設置すると言うような形で進めます。

以上です。

磯飛委員長 若松委員。

若松委員 たまたま火事があって消火栓のないところがあったものですから、そういうものはもう今から計画に入っているのだから、どうなのだからちょっとわかんないのですけれども、地域からの要望があったものですから、そこ本当に何もなくて大変なことになったのですけれども。

磯飛委員長 高久水道施設課長。

高久水道施設課長 火事になって、すぐにつけてくるというときもありますが、現実的には地元の分団とかで消防のほうに、ことし例えば黒磯地区7基あるという形で、その場所が合致すればその指示に基づいて私どもが設置すると言うような形になろうかと思えます。黒磯地区は基本的に新しい管路につけていっております。それで、もうそういうところじゃなくて、先ほど言ったような火事になったところということになれば、既存の管につけるとすることも当然可能ですから、それらは消防署の指示に基づいてやっていくということです。

以上です。

〔「了解しました」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにありませんか。

なければ、議長をちょっとかわって、私のほうから。

(議長、副委員長と交代)

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 先ほど配られた資料の6ページの水道事業の中の総係費というのですが、その中の一番下のほうの委託料の中に水道料金改定リーフレット等配布業務、2回で367万円ほど計上されているのですが、この配布業務のやり方、どういう内容でやるか。予算が計上されるぐらいの業務をやるのか、その辺含めてお聞かせください。

室井副委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 このリーフレット配布につきましては検針を、水道料を算定するメーターの検針を行います。それとあわせて配布するというところで、考え方としましては、上下水道料金の業務委託している会社がありますので、それとその業者に検針時に配布していただくと考えております。それを2回。回数につきましては、岡本議員の一般質問にありましたように、内容をご理解いただくように詳しく書いたもので配布したいと考えてございます。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 予算も計上するぐらいの業務の内容なのかと思って今、質問したのですけれども、一般的に考えれば料金検針に行つてついでに、ついでという語弊があるのですが、あわせてやる、新たに1戸1戸訪問して配布するのであれば当然費用もかかってもしかるべきだと思うのですが、検針に通常業務で行って、リーフレットを配るだけで予算がかかるというのはちょっと納得いかないのですけれども、一般的に考えた上でね、その中では1件当たり幾らで見ているのでしょうか。

室井副委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 基本的には業務委託検針も一

定の期間の中で検針を終わさなくちゃいけない。それとそこへ配布業務がつくということで、あくまでもこれは見積もりを設計しました額なので、実施に当たっては、再度今度は見積もり合わせなり入札を行いますので、その額については下がるかと思えますけれども、単価につきましては、おおむね1件当たり13円という単価を出してございます。それで件数につきましては約4万5,000、この水道使用者がおりますので、その2倍という考えでございます。

以上です。

室井副委員長 磯飛委員長。

磯飛委員長 これ予算の関係、これから見積もりという中ですが、先ほども申し上げましたように、一般的、あるいは民間の企業でやる事業であれば、新たに1戸1戸さっき言ったように訪問して配るのであれば予算も発生してもしようがないと思うのですが、検針と一緒にという作業でありますので、委託料、いろいろな検針まで含めて相当額の委託料をお支払いしていると思うのですね。その中で全市を挙げて取り組む料金の統一化、その説明に当たるものですから、これだけで頼むのであれば当然しかるべきだと思うのですが、かなりの委託料をお支払いしている中で、そのぐらいは同じ企業、同じ事業をやっているという意識を持って、本来であればサービスと、語弊があるのですけれども、こういった料金が発せない中で配布できないかというようなお話もしてもしかるべきだと私は思うのですが、その辺の考えをお伺いします。

室井副委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 あえて先ほど委員長が言いましたように、年間幾らで委託している業務の中で対応できないかということも我々考えたところなのですが、やはり契約に基づいて業務を委託して

ございますので、それ以外だということで我々もそれは企業、配布は違うのですからやむなしと。ただ、どのくらいの単価になるかというのは、これは調査して、このくらいが妥当な金額かというものを割り出しましたので、今後は対応に当たっては先ほども答弁させていただきましたように、安く経費ができるような形で相手先と交渉はさせていただきたいと考えておりますので、ひとつご理解をお願いしたいと思います。

〔「了解しました」と言う人あり〕

(副委員長、委員長と交代)

磯飛委員長 ほかにございませんか。

平山委員。

平山委員 今たまたまこの6ページ一番下の水道水ペットボトルですけれども、これは何本で、これはどこに、今後外に向かってお売りするとか、そういうのはないのでしょうか。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 ペットボトルにつきましては、今回で4回目の製作ということですが、1万本を予定してございます。余剰販売について現在は検討してございませんが、やはり水道水の安心・安全性のアピールと、それから、万が一のときの備蓄と、そういう部分を含めてつくるものでございます。

今後、他市町も有料で販売しているところもございまして。参考にはさせていただきたいと思いますが、事業に移行していく部分で多分収益を上げられるものと考えられますので、とりあえずPR用の部分で作成するという考えで現在はあります。

以上です。

磯飛委員長 平山委員。

平山委員 1万本、緊急の場合だとしたら、1万本じゃ足りないのではないかなと思いますけれども、ふやすとかそういうのはないのですか。

磯飛委員長 菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長 本来それは役所全体でいえば災害本部の業務でございます。ただ、水道事業としてもある程度の部分で若干の蓄えは必要ではないかということで備蓄用もしておく。災害時、水道が出ないという場合には水道事業としても給水車3台ご用意してございます。また新潟地震などでもありましたけれども、応援体制も整備されておりますので、そういう部分についてはそちらで対応していきたいと考えておるところです。

以上です。

〔「わかりました」と言う人あり〕

磯飛委員長 ほかにございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございませんか。

〔「省略」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、討論を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終了いたします。

これより採決いたします。

議案第24号 平成22年度那須塩原市水道事業会計予算は、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

議案第39号の説明、質疑、討論、採決

磯飛委員長 続きまして、議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正についてを議題といたします。

執行部の説明をお願いいたします。

菊地水道管理課長。

菊地水道管理課長（議案第39号について説明。）

磯飛委員長 説明が終わりましたので、各委員の質疑、意見等をお受けいたします。

ありませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないようですので、質疑を終了したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、質疑を終了いたします。

討論はございますか。

関谷委員。

関谷委員 それでは、議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正について、賛成の立場で討論をしたいと思います。

本条例改正は、懸案でありました那須塩原市の水道料金の統一というところでありまして、企業会計、水道事業会計の独立採算制という視点から、そしてまた市民の生活を守る上での安全・安心な水の供給という観点からも避けては通れないものであろうかと思えます。

これにつきましては、大変な審議会の開催、そして料金統一に向けての当局の大きなご努力があったことと考えます。この水道事業が継続的に恒久的な事業を継続していくという観点からも、施設の老朽化、その更新、そうしたものも踏まえ

て独立採算として事業を行う上では大変に今回の料金改定は市民の立場にも配慮され、そして、事業運営の上でも十分に考え抜かれた料金体系であると思います。激変緩和措置等々も含めまして、十分な配慮もされており、ぜひ今後とも安全・安心な水の供給に対しまして、そして健全な事業運営に対しまして、さらなるご努力をお願いするところであります。

最後に大きく料金が変わる、特に大きな負荷がかかってくる地域の皆様方に対しましては、十分な周知活動と懇切丁寧な説明をしていただきまして、広く市民全体に理解が得られるよう努めていただきますことをお願い申し上げまして、賛成の討論としておきます。

以上です。

磯飛委員長 ほかに討論はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 ないものと認め、討論を終結したいと思います。異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議がないものと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

議案第39号 那須塩原市水道事業給水条例の一部改正については、原案のとおり承認することで異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

磯飛委員長 異議なしと認めます。

よって、原案のとおり承認されました。

以上で、水道管理課・水道施設課の審査をすべて終了し、上下水道部の審査をすべて終了いたします。

以上で建設水道常任委員会に付託されました案件についての審査はすべて終了いたしました。

〔その他〕

磯飛委員長 それでは、4のその他に入りますが、各委員から何かございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

磯飛委員長 事務局は。

事務局より報告があります。

佐藤書記 (その他について説明)

閉会の宣告

磯飛委員長 以上で、建設水道常任委員会を閉会いたします。

大変ご苦労さまでした。

閉会 午後 零時40分